

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング (MOX 燃料加工施設 (1-122))」

2. 日時：令和4年5月12日(木) 13時30分～15時35分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員 他16名

東京電力ホールディングス 原子燃料サイクル部

サイクル技術G チームリーダー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 (原子力技術) 担当

電源開発株式会社 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年

12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

・ 令和4年4月15日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

・ 令和4年4月28日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、と公開しました。
0:00:03	はい。衛藤規制庁シミズですと。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	それを、
0:00:20	技規制庁側の出席者を紹介しますので本庁側の出席者について紹介をお願いします。はい、大川です。本庁から今はナカガワオオオカが参加しております、コサクが遅れて参加する予定です。以上です。
0:00:36	はい。
0:00:37	藤とかットウェルから、タジリカミデ。
0:00:41	シミズ以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成の説明をした上で、資料の説明を開始してください。
0:00:53	はい、日本原燃中浜です。
0:00:56	日本原燃側の参加者を紹介いたします。ここにマツダタカマツ。
0:01:02	タニグチ。
0:01:04	イシハラ。
0:01:05	カサモ。
0:01:06	アボオオサワ。
0:01:09	フクムラ。
0:01:10	カワグチ。
0:01:11	サド。
0:01:13	フジノ。
0:01:14	シミズ。
0:01:15	シノザキ。
0:01:17	ヤマモト。
0:01:19	アカマツ。
0:01:20	マツザワナカハマ。
0:01:23	以上となります。
0:01:25	本日ご説明差し上げます資料ですが、一番画面協議させていただいてございます。00シリーズのうち、金融0002。
0:01:37	100000-021、そして、溢水の50以上3、三つの資料についてですね、ご説明差し上げたいと思っております。
0:01:48	よろしければ、案いう00-02から進めたいと思いませんか、いかがでしょうか。

0:01:54	はい。よろしくお願いします。
0:01:57	はい。日本原燃石原でございます。それではU0002 ディビジョン 6 ということで、4 月 15 日に提出をさせていただきました。
0:02:07	右下 4 ページを見ていただくと他の条文と構成が若干違いまして、案いうの共通的なものと、あとは成形施設等の各施設で、案いう側で、
0:02:19	整理を今しているものというものの構成が二つの構成になってまして別紙シリーズそれぞれ 1-1、1-2 というような形で分かれてございます。
0:02:28	はい。別紙 1-1、A 案いうの共通的な事項を書いたものが 6 ページ以降に別紙の 1 としてございます。
0:02:36	基本的にはこれまでのヒアリングでやりとりをさせていただきました内容であったり共通的なルールを反映して資料を構成してございます。
0:02:46	今までの他の条文でのヒアリングですとか、この資料自体の制度、他のベースとの横並びというのを考えたときに、若干ながら修正をしていかないといけないと今すでに思っている点がございましてそこは口頭で、
0:03:01	説明をさせていただきます。1 点目が 11 右下 11 ページ以降に、11 ページから 12 ページにかけて書いてます環境条件等のところでございます。この下の (1)、(3) (4) と、発電炉側に書いてある、環境条件に関する項目があります。
0:03:18	これ我々作った時には基本設計方針にあります 1 たん分の文章これで大枠を語れるということで、許可の本文との関係で、
0:03:29	クローズさせていただいてます。この後についてます別紙 4 との関係を押まえますとそれぞれ丁寧に展開をして、ブレイクした上で項目を立てて説明していくことも考えますと、
0:03:43	労務法も踏まえ、参考にしながら、やはり項目ごとに説明を、基本設計方針にも謳うべきかなというところでここは構成をもう少し見直したいというふうに考えてございます。
0:03:55	あと言葉としてやはり許可を展開したと言いながら抜けてしまってるところが幾つかありますこれああいうだけではなくこの後の一睡もなんですが、右下 12 ページのところの、
0:04:07	中央監視室等の操作場所での操作に関する事項で、遮へいの関係の要望に持ってきてます。その中で過度な放射線被ばくを受けないよう遮へい機能を確保するというのを、中央監視室の頭のところに修飾語として、機能として入れてますが、
0:04:25	これよく基本設計方針作る時には、基本設計費の操作性の考慮の 2 段落目にあります遮へいの設置や、線源からの離隔により放射線が高くなる

	恐れ少ない場所云々、こういった場所を選ぶんだということで全体をカバーできているということで、
0:04:43	基本設計方針は構成したんですが、やはり重要なキーワードは、やはり入れるべきだろうということでこちらは、基本設計方針しっかり展開をしていくということで整理をさせていただこうと思っております。
0:04:55	はい。
0:04:57	あとは
0:05:00	ですね。
0:05:03	右下 24 ページに、MOX 燃料加工施設の特徴も含めた全体の一般構造としてのお題目として、許可でうたったものがあります。
0:05:14	この中で特に
0:05:17	労働一般構造本部のところ書いてます、上のポツ、
0:05:22	よ、三つですかね、についてはそれぞれいろんな条文でちゃんと紐づけて展開をされてますが、また書き以降、右下 24 ページのまた書き以降の二つのポツが、
0:05:32	現状どこでも行き取りではないという状況になってましてかつ一番最後のポツにつきましては重大事故も含めて全体の設計方針の一番のトップ値に入っている。
0:05:42	方針でもありますのでこれあのタイミングでしっかりと展開をすることが必要だと思っておりますのでここも修正をすることで考えております。
0:05:53	ということです。
0:05:54	これが別紙 1-1 で共通的な事項になります。別紙 1-2 が 35 ページ以降に、右下 35 ページ以降に別紙 1-2 ということで、個別項目成型施設以降のいろんな設置施設、
0:06:08	展開を処理している基本設計方針がございます。
0:06:12	こちらにつきましては、他の条文で例えば交換であったり、
0:06:18	重大事故でもあります水供給であったりといった条文で受けるものがあるところは、そちら側の別紙に受けるんですが、
0:06:26	いわゆる生産系の設備を持っている所、すよ、個別項目につきましてはああいう側ですべて引き取る形で今整理をさせていただいているということでございます。
0:06:36	書き方としては、すべて統一的な考えで展開をするということで、施設の特徴であったり施設としての設計方針、あと構成を変えて、と、特別にそこに機能を要求すればその機能の話をする。

0:06:50	いうことそれぞれ構成を決めて展開をさせていただいてますということ でございます。それがずっと 70 ページから続いていると。
0:07:00	いうことでございます。
0:07:02	はい。別紙 23 号は、そちらの別紙 1 も含めた全体の構成を含めて修正 をしたということでございます。
0:07:11	はい。
0:07:13	別紙 4 が、同じように、別紙 4-1 が 174 ページから、
0:07:19	ついております。こちらの基本設計方針を受けて、それ以外で書くべき ことを今一度整理をして展開をさせていただいた結果、青字で修正する 箇所というのを、展開をした結果として示しておるということござい ます。
0:07:34	うん的な事項が別紙 4-1、それが 224 ページまで続きまして、資料の 2 ということで、
0:07:42	そのあと安全上重要な施設に関する説明書ということをつけてございま す。こちらが CEO の新居小谷野比較トイレは安重としての説明を
0:07:52	CO2 ということでつけさせていただきました。
0:07:56	ここで若干お断りとか間違いですと言わなきゃいけないのが、通しの 234 ページに、4-2 の中で、
0:08:05	安全上重要な施設の範囲図というのがついてます。これ以前他の条文で も指摘を受けてましてこの図がですね、
0:08:14	線の範囲がまちまちになってまして、
0:08:17	24034 ページの上の図 5、太線の枠が、
0:08:22	過ぎまして、
0:08:24	どちらかという、2 区画分余分に線を引いてしまってるので、これが 左側右側に 2 区画分スライドした状態で袋、太い線が作られるのが、
0:08:35	本来の姿でございますので、修正をさせていただきたいと思えますんで これが本物ですっていう言い方も変ですけど、耐震とかの条文ではちゃ んとしたものをお出しをしてご説明をさせていただいているところでご ざいました。
0:08:49	はい。
0:08:50	別紙 5 がありまして別紙 6 でございます。別紙 6 も、6-1 と 6-2 に分 かれてます。
0:08:58	6-1 が先ほどの別紙 1 でいう 1-1 のシリーズの分が展開されているも の。
0:09:03	6-2 が、成形施設以降の個別の施設が展開しているものになります。
0:09:09	成形施設以降の 279 ページからの書き方の考え方でございますが今回

0:09:16	以前のヒアリングでありました、成型施設以外の施設でも建屋に収納すると。
0:09:22	燃料加工建屋に収納するという設計方針を許可でうたってるものについては、当該部分を今回の第1回の申請で出させていただくということを前提に、
0:09:32	書き方をルール化して展開をさせていただきました。
0:09:36	あとは、279ページですね、案いうで受けるもの、各条文がそれぞれあるのでそちらの設備側で受けるものというのを記載を分けさせていただいて、
0:09:49	米印をつけさせていただいてます。ちょっとこの米印の説明が、
0:09:54	第2章個別項目の上に異議はありますが、
0:09:57	これだと何が言いたいのかよくわからないところもありますので今一度ちょっとここは精査をさせていただきたいと思っております。言いたいことが、自分の自分で条文があるのでその条文までしっかりと説明しますということを単純に、整理として整理学として言っているところになります。
0:10:13	はい。
0:10:16	あとは、記載のルール化をして、展開をした結果、今の形になって恐縮ではございますが
0:10:25	これは280ページ、2、
0:10:27	第1回の申請範囲の一番下にですね、学校益税設計方針は成形施設の設備の詳細設計を対象となる申請書で示すということで変更側に書いてます。
0:10:39	3医師会の申請が早いうちに書いてあってこれはすいません間違えました場所変更前後書いてあるん、6-2、6-2じゃねえな、6-2-②ですかね。
0:10:52	200300ページにありますすいません。
0:10:55	300ページに、先ほどの括弧書きが変更後にだけ書いてあるんですがこれ実際はですね変更前が、対象として設備が具体的に出ていくので、設備としてのエントリーを変更前に変えていくというのが前提なんですけども、この
0:11:09	変更後に書く等変更が何か増えるみたいなイメージと誤解を与える可能性があるのでちょっと書き方は工夫をさせていただきたいと思います。
0:11:17	はい。
0:11:18	あとは、すいません今の時点で明らかに間違いなものとしては304ページのところで変更前後をつけてます。明らかにすいません変更前に通信

	設備とか溢水防護設備って書いてますけど、変更前にあるわけではないのでこれちょっと変更前後の書き方をもうちょっと工夫を
0:11:36	させていただきたいと思います。以上です。
0:11:50	はい。規制庁田尻です。それでは内容の確認入らせていただければと思います。これまでのヒアリングもそうなんですけど細かなところを一つこちらから指摘するというつもりもないです。で枠として現状として考えてちゃんと見直してくださいねという視点として幾らか確認。
0:12:06	と指摘をさせていただければと思います。
0:12:09	まず 11 ページのところ、実用炉を踏まえながら検討されるというふうに言われたんで、検討していただければと思ってるんですけど、多分そもそもの認識として多分、
0:12:19	理解しておいていただきたいのはここはあくまで環境条件のはなCを述べるものになっていて、例えば、本文の 10 ページとかもあるんですけど、添付で言うと 188 ページとかにも環境条件の話出てくるんですけど、
0:12:33	188 ページの添付の書き方のところで、圧力温度湿度放射線以外の環境条件として地震以外の自然現象及び人為事象による荷重どうこうというのが書かれているんですけど、
0:12:45	環境条件として、外部事象防護の話が何かごちゃごちゃになってる感はありまして、
0:12:52	環境条件って多分米数の温度とか環境の条件の話を言っていると思っていて、だから実用炉は別にここ外部事象法の話全部入れてるわけではないと思ってます。
0:13:02	元の環境条件をどうやろうとしてるかにもよるかもしれないんですけど、あくまで環境条件っていうのは設計考える上でのベースの条件をどう設定したかという話の中だと思うので、
0:13:12	人為事象が環境条件ですとかっていう話も、言葉として若干違和感もあるかなと原子力は電磁的障害っていうのは事象ではあるんですけど、
0:13:20	炉の場合はそこんところだけ抜粋して電磁的障害って書いてるところへのバネの場合、起因事象って書いて、後で電磁的障害というのを別途返したりもするので、
0:13:30	ポラーは別に何か実用量から大きく変わるものでもないと思ってるので、先ほどのお話だと 11 ページ以降で整理を検討されるということだと思ってるので、その際に併せて検討いただければと思うんですけど。



0:13:42	ここで書かなければいけないものが何なのかというのを踏まえた上で、そこは実用炉がどう整理してるのか先行の例というのも当然あってそこが再処理施設においては変わり得るものなのかといったところも踏まえた上で整理をいただければと思います。
0:13:56	はい、与儀志田でございますはい。今、ご指摘の点伊藤は理解をしましたので、はい。先ほどお話をした11ページ以降のところの整理の中で合わせて、添付も含めて全体として、
0:14:08	何を書くべきかということ、整理をさせていただきたいと思います。
0:14:13	成長タジリですよろしくお願いたします。で、次右下16ページに行ってるんですけど、
0:14:19	どうも、ここでの指摘自体は細かな話になるかもしれないんですけど、
0:14:25	右下16ページの最初の業績方針、最初のパラのところ、
0:14:30	とりあえず日本語が変になってるのでそこは直してくださいよっていうのはあるんですけど簡潔な手順によって必要な操作が行えるご判断誤操作を防止することでとか何か日本が比になってるところあるんですけど、
0:14:41	全般として注意いただきたいという視点という意味でいうと
0:14:45	解説郡においてできるだけ等は省いた方がいいだろうというふうにこちらからもお伝えして下の方でそこは書かれるようにしてるんだと思うんですけど、等を書き下すときに、
0:14:55	若干失敗しているところが多いんじゃないかなとそもそも日本語が変だっているところもあるし、限定書き過ぎているとか、そういったところもあり得るような気がするので、こういった点については
0:15:05	ここに限らずだと思うんですけどただ等っていうところ、
0:15:08	絶対に統計というつもりもないので、代表例があって、
0:15:13	あくまで例示を並べてるだけなんで頭角っていうのを別に否定はしてないつもりなので、やり過ぎて失敗しないようにだけのご検討いただければと思います。
0:15:21	はい、井上西原でございますはい。ご指摘の点、最もだと思います宇都なるべく省ける部分は省いてということやってはいるんですけどその時に
0:15:32	確かに分解する時に本当にこれもともと頭に入ってたのかってちょっと考えないと、全然違う方に行ってしまうのでそこはこちらの方でしっかりと検討してさせていただきたいと思います。以上です。
0:15:45	提供タジリです。こことかで言うと要は誤操作を防止するために誤操作を防止することっていうのが、日本語で並べると意味がわからないこ

	とになってたりはするので、書き下した上で改めて読んでいただいて、位置付けが本当にそうだったのかも含めて検討いただければいいかなと思うんでよろしくをお願いします。
0:16:01	で、次そのまま 16 ページのところをその下に行ってください、
0:16:05	1 通は、ここに限定した話かもしれないんですけど (1) から (4) に基づき設計する。
0:16:11	で、書かれてるところで、保安規定に基づき用ルールに従ってというふうに書かれてるんですけど、他もそうなんですけど、あまり原燃の下部の手順とか要領の話っていうのは基本設計方針に書くレベルでは本来ないと思っていて、
0:16:25	あくまでうちとの関係でいうと保安規定レベルまでかなというふうに考えているところで、別にここも保安規定に基づき、施設管理計画におけるというふうに書いていただいて、下部規定は、原燃において勝手に育てて定めていけばいいんじゃないかなと思うところなんですけど。
0:16:39	原理においてこういう要領書の話まで、本文事項と各整理になってましたっけ。
0:16:45	はい。すいません日本原燃志田でございます。そこは確かに今おっしゃっていただいたところは、若干ルールからカミデてしまっていると思います現状は保安規定のところまでが対象として書くべきこと。
0:16:57	いうことに整理をさせていただきますのでそこを含めて今一度整理精査をさせていただきますここで書くべきは保安規定に従って、保全プログラムを作ってやっていくんだということが書ければ、十分用は足りると思っております。以上です。
0:17:12	規制庁田尻です。事実関係をそのまま書かれたということだとは思ってるんですけどあくまで本文として担保しなければいけない事項は何かっていうところが、今回営業する上でもそういったところを踏まえながら見ていただければいいのかなというふうに、レビューされるところでもそういった点で見ておられると思ってる。
0:17:27	だけどそういった点は重要かなと思うんでよろしく願いいたします。
0:17:31	で、そのまま続けてその下の段落で、
0:17:34	を集めてちょっと対象をはっきりしておきたいところがあるので、説明を求めるんですが、
0:17:39	なお書きのところで一般消耗品またはの後に、設計上交換上想定している部品各安全に関わる設計仕様に変更がないので特別な工事を要さないものに限るという記載があって、



0:20:07	まり言葉を付けされたときに、特に最初は一連の流れで見てるのでそれになるように、ルールの取りながら作られるんだと思うんですけど、途中ぐらいでつけ足したりするときに、
0:20:18	また何かルールと若干ずれたりしているときがあるような気もするので、改めてつけ足されるときは、ここってどういうルールに関係するものなのか、ここだったら運用に関わるものなんでファン規定との関係どうするのか記載値はどうするのかといった点だと思うんですけどそういったところも整理しながら対応いただければと思います。
0:20:33	はい。乳井西田でございます承知いたしました。一応すいませんこれを変えたときの考え方としましては、語尾を、上の、なお書きの前の文章の維持管理を行うと。
0:20:44	管を合わせてまして、考えとしてはもともと保安規定に基づいてその不安公然プログラムをつくって管理をしますよとその維持管理っていうのの具体をなお書きで示してますというつもりでは書いておりました。
0:20:56	上で読み切るとというのが前提に書いてはいたんですけど、とはいえより文章読んだときにわかりやすいということであれば、考えれば、やはり支社側にも、その他毎の保安規定で定める部分でも、上とのリンクで書いておく方が、
0:21:11	適切かなと思いましたのでそちらの方向も含めて検討させていただきます。以上です。
0:21:16	規制庁田尻です。そこあとは書き方の問題かなと思ってるんですけどここ改行する形になっていて、前段が(1)から各4を受ける形になっていて、なので若干パラを変えてしまってる感があるので保全PLUGプログラムの話は保安規定絡みの話との繋がりが若干、
0:21:32	切れてるのが繋がってるのかがわかりづらいところがあったので、繋がってるんだったら、若干、一つの塊でなくなるけどなおかつ改良設備とかっていうのもいろいろ考えるかなと思うのでその辺りも含めて検討いただければと思います。
0:21:46	はい、乳井西田でございますは承知いたしました。
0:21:51	静聴たりです。続けていかせていただいて、右下23ページ24ページの絡みのところで、
0:21:58	先ほどおっしゃっていただいたように、当たり前に当たり前の話ですし、各開口に何赤く会議に何が置かれてるかっていうところの仕様書とかを見ればわかるじゃわかる話なんですけど、この本文に書かれている。

0:22:12	24 ページの下の二つのパラってというのは、おっしゃられたように S A とかの絡みを含めてしっかり担保しますよってというふうに宣言されたところだったと思うので、ここに関して言うと、結局設計上は何を担保しなければいけないのか、それが、
0:22:26	本文 0 岸川本文とか添付とかに書かれてる許可の文章をすべて移せとは言わないんですけど、設計上担保しようとしたことは何なのかっていうところを踏まえた上で整理いただければ、あまり抜け漏れがなくなるんじゃないかなと思うところです。で、若干絡みでなんですけど、
0:22:42	ちょっとここが書かれたかどうかはちょっと記憶が定かじゃないんで確認しておきたいんですが 100 右下 120 ページ行っていただいて、
0:22:51	葛西に飛ばす形なんだと思うんですけど、右下 120 ページで事業変更許可申請書添付の記載があって、水素アルゴンの話が幾らか書かれてるところで、
0:23:03	うん葛西に飛ばして、ここではいるんだと思うんですけど、
0:23:08	例えば水素アルゴンの供給系統の物理的な分離とか、こういうので火災で今書いてましたっけ。
0:23:14	どこまでを書く整理しましたっけ若干気になってるのは飛ばす記載になったときに、火災の方でその文言自体をもう漏れなく書いてるとか、他のところですかからく捨ってるかっていうのが若干自信がなかったんですけど、ここ今火災でもうすでに捨てましたっけ。
0:23:31	はい、日本イシハラでございませ飛ばしてるっていうのを見ている。我々としてチェックをしてる時には当然この飛ばす場合には鳥羽須川。
0:23:41	あと受ける側、それぞれが認識してるかということ等飛ばしたものがちゃんとキャッチアップできてるかってのは見ていますのでそういう形になっているはずなんですけどあとは
0:23:52	清さんの場合は火災でキャッチアップする範囲と水素アルゴン混合ガスを製造するいわゆる設備側でキャッチアップするものと確か区分けをしてたはずなので、今一度確認はしますが火災で受けるという飛ばす火災が 2 飛ばすといったものは火災側で受けていると。
0:24:08	いうふうになっていると認識をしています。以上です。
0:24:12	瀬尾タジリです精査いただければいいと思ってるんですけど、笠井で書いてたのがシミズある本の
0:24:19	混入防止の話とかは軽く書かれた覚えは確かにあるんですけど、このさっきの S A の絡みに近いんですけど、物理的な分離してるから S A 時も大丈夫ですよっていう担保のために切欠に言ったような覚えがあるので、

0:24:31	ここまで返したかどうかはちょっと定かではないので書いてあったら申しわけないんで場所だけ教えていただければと思う。今後教えていただければと思うんですけど清さんのことだけよろしく願いいたします。
0:24:41	はい。二本木西原でございます。はい。おっしゃっていただいている趣旨は理解をしています
0:24:46	ああいうエントリーした上で確かここを担保事項で書いたというのが記憶をしていますのでそこをちょっともう一度確認をします。以上です。
0:24:55	規制庁田尻です。そういった意味でいうと、許可をやられた方の知見というのはそれなりに重要だと思っていて、ぱっと見何でこれ変えたんだっけってやつがたまにDTだけだと現れると思っていて、
0:25:07	DBだったらそこまでやんなくていいんだけど、SAにコストここまで言っとかないと、想定範囲がっていうので何かDBでやってところが他含めてあったような気がするので、そういった点に関しては許可の頃からやられてる方っていうのがちゃんと、これは何で変えたのかっていうのを踏まえた上でやっていただくのが重要なと思うので、この点も踏まえてよろしく願いいたします。
0:25:27	はい、峰志田でございます。はい。承知しております。はい。それも含めて見るのが私の視点だと思ってますので。はい。
0:25:37	規制庁田尻です。別にシャンケイでやっていただく必要はないと思っていて、当然許可の頃から各条文担当はいたと思っていて、当然そのときについてというのは別に石原さん以外でヒアリングに出ていたと認識はしてるので別に現在のレビュー体制どこまでっていうのは今この場で石田さんに対して四方言っても仕方がないので言わないですけど、
0:25:56	とりあえず許可の時のことも踏まえながらしっかりしっかり対応してくださいっていうのだけ言わしていただきます。
0:26:02	あと、続けて行かせていただいていたんですけど、
0:26:06	若干確認になるかもしれないんですけど、
0:26:09	うん、26ページとかそれ以降のところで、共用の話が幾らか書かれてるかと思うんですけど。
0:26:14	結局のところ共用っていうのは、どこに何を書くことにしたのかなと国本文として、
0:26:20	共用で機能を損なわないって一般的な設計方針は言うところに書かれていて、他のところで要は本文としてこの設備は共用しますよっていうふうに実用炉とかだと括弧書きして何とかと共用とかがあって書いてるところがあったりと思うんですけど、そういうのっていうのはどこまで書くことになってるんですけど。どこに今書いてるんですけど。

0:26:40	はい。弓削西田でございます基本的に許可本文添付を見た上で共用すると言っているものは、それぞれ必要な箇所に全部書くというのが基本方針です、ちょっと今一応今その整理をさせていただいてますこないだ安全避難通路でご指摘をいただきまして、
0:26:55	許可で言ってる共用と言っているものを、共用としてちゃんとそこに設計方針を書く場所がどこなのかというのを、今まで作ってきたものを全部総ざらいにしてですね、
0:27:06	整理した表を作って、確かに抜けがないということをごちらでもう一度確認するというのを言わせていただいておりますので、それをセットにして、お出しを再度するという事かなと思ってました。以上です。
0:27:20	都築渡です。状況は理解いたしました特にこの共用関係抜けも例が発生しえてちょっとなかなか面倒くさいもんだと思うので結局何が対象としていてそれをどこに変えていくかっていうのを多分整理しながらやっていかないと、
0:27:32	対応規定で見たらこれ書いてるけどこれ書いてないっていうになりかねないかなと思うんでよろしく願いいたします。
0:27:38	で、
0:27:38	一応これで1相面みたいなの、一緒第1章の方はこんな形で、第2章についてなんですけど、第2条に関しては設計が変わったという話というよりは基本設計方針とかの整理っていう形だとは思っているので、
0:27:53	基本的に今回書こうとされているのは、こういった構成であるとかどういった設備であるとかまでを書くイメージですかねというところの項目で何まで書こうとしてるのかっていうところの認識だけ、まず説明いただきたいんですが。
0:28:06	はい、与儀西原でございますはい。今おっしゃっていただいた通り、この設備っての施設なりがどういう施設なのかという、その目的と、あと設計としてどういうものを担保するのか。
0:28:18	構成がどういう構成なのかということ、構成を変えた会内にその構成ごとに入っている構成に入っている設備がそのあとブレイクされるそれぞれまた、こいつはどういうものがあるってそういった、どういう構成なんだ、機能として何を担保するんだということ、
0:28:33	展開をさせていただくと、あと容量とか何とかで仕様表に展開するもの以外のは基本設計方針側で受けたいということが、全体の整理学としてさせていただいているということでございます。以上です。
0:28:49	室長田尻です。ここのところでは構成の話とどういった設備で構成してるよという話が書かれていて仕様表と若干かぶるところがあっても必要

	なところとしては設計の内容として書くものは書いていますよということで一応は理解いたしました。
0:29:03	このあたりは、事細かにこちらからどうこうというものでも変更してるところでもないから大丈夫だと思ってるんで精査だけよろしく願いしますというのと、
0:29:12	ちょっとこれ書き方のルールに近いもので確認なんですけど例えば 118 ページとかあれなんですけど、
0:29:18	単なるレジャーと 7 ポツ 17 のところで、8 ポツ 1 安全機能を有する施設に基づくものとするとかって書かれてるんですけど、これ書いてあるやつと書いてないやつがいるんですけど、安全機能を有する施設に基づかないものなんていうのはほぼ存在しないかなっていうふうに思ってたりはするんですけど。
0:29:35	っていうのは書くものと書かないものに何か差があるんですけど。
0:29:45	少々お待ちください。
0:30:07	はい、日本イシハラでございますすいませんお待たせしましたまずこの施設、個別項目に入る段階で当然おっしゃっていただいている通り安全機能を有する移設に基づかないやつなんて誰もいないので、
0:30:22	全体としてまず安全機能を有する施設に基づいて、全体を設計しますよと言った上で、個別の施設の中で、共用とかみたいに個別に担保要件があるものについては改めてその枠の中でそのことをうたい行っている
0:30:39	というのが今の整理でございます。以上です。
0:30:44	規制庁谷です。趣旨はわかりつつなんですけど、多分共用とか、内部は清さんとかがあるかわからないんですけど
0:30:53	この後もこれ I U の流れの中で第 1 章書いていて共通的な話やっていてああいうなんで、基本的には S A 以外は全部かかる形になっているっていうことを考えると、共通項目に基づくとだけ書くと、趣旨がわからないよ。
0:31:07	去年頭で、全体にかかるように書いているので、書かなくてもここも読めるような記載の中でここで限定共通な共用な共用の話と限定かけずに書く等、
0:31:17	単に大事多重記載しているだけにも見えてしまうので意図がわかるようにだけはしていただければと思います。
0:31:25	はい。日本原燃者でございます。はい。おっしゃる通りですこういうところで書く場合に確かに個別で書くときには、何を受けて、それを展開するのかがわかるように頭の言葉を



0:31:37	工夫するというのが、もともとの考え方でございますので
0:31:41	今日の供用を受けているということも含めてちゃんとその趣旨がわかるように言葉を整理させていただきたいと思います。
0:31:50	田尻ですよろしくお願いいたします等でC T C冷蔵時分からちょっとすいませんそのままもう続けて別紙の6まで行かせていただければと思うんですけど。
0:32:01	三輪別紙の4シリーズですけど2175ページのところでなんですけど、
0:32:08	案いうとしてだけというわけじゃないんですけど健全性説明資料になっていて、健全性説明書なので安全機能を有する施設と重大事故等対処施設の話があってそれが1ポツと2ポツで分かれてますっていうのは備考欄ではわかるんですけど、
0:32:21	これはこの健全性説明書の頭の部分として、そういうふうに分けて書きますよとかっていうなんか宣言とかはしないんですかには、175ページの一つの前の文章ってのが何かしら、
0:32:31	あるべきかなとは備考欄に書かれてるような説明に近いと思うんですけど、そういったところっていうのは、何か別資料だと見るんですかね。
0:32:39	乳井志田でございます。
0:32:42	そういうことに全く思いが至りませんでしたおっしゃっていただいている通りだと思います。いきなり1ポツで始めたらこの構成何もわからないので普通この前に目次がつくので、目次で全体の中身を図るということは前提ではあったんですけど、
0:32:57	文章として確かにこの資料だけじゃわからないので、そこも含めてと整理をさせていただきたいと思います
0:33:04	安全機能を有する施設ではこの健全性説明書の全体の概要というのをちゃんと書いて、これが健全性説明書の構成であったりとか、全体で何を語ろうとしてるのかっていうのがわかるように、
0:33:17	書くべきかなとも思いましたので、こちらで再度検討させていただきます。
0:33:23	それとタジリですこの部分に関して言うと、炉だとD T Sまとめて書いてるところを1ポツと2ポツに分けたっていうこともあってその整理が必要になってるところかなとは思うので分けること自体は否定はしないんですけど分けたのは受けたなりで見えるようにしていただければいいかなというふうに思うのでよろしくお願いいたします。
0:33:41	あと、ここは、
0:33:43	添付でどこまで書くかの整理に近いんですけど、181ページに行っていたいて、

0:33:50	本文にしっかり書いて電ぷーは薄めになっていうふうには一応見えるんですけど、おって、
0:33:57	何か前に本文に戻したらある程度それは添付2もそのまま書くんですみたいな話も聞いたことあった気がするんですけどそのあたりってどうされることになったんでしたっけ。
0:34:09	はい。日本原燃石原でございます。はい。おっしゃっていただいているところはおっしゃる通りでちょっとここ、見せ方の問題もあるかもしれませんが基本方針として頭である程度概略的なものをピックアップして、あと後で、
0:34:24	操作性の確保とかって個別の項目出た時に展開するっていうのもあったと思うので、基本設計方針で書いたものを確実にピックアップする時はおっしゃっていただいている通り、
0:34:35	それ以上にテンプレ側はそれをブレイクして書くってのが前提条件にはなってます。ただ
0:34:41	この構成みたいに、確かに1ポツに基本方針って書いた後に操作性とかの確保って別のところでまたショウリヤクが出てくるものに対して、どう基本設計方針との関係を示すかってのは、ちょっともうちょっと工夫が要る気がしますので、
0:34:55	そこはちょっとこちらで、
0:34:58	検討させてください抜けはないと思ってますし
0:35:02	ということも含めて誤解がないようにさせていただこうと思います。以上です。
0:35:07	長鍛治です。説明書自体は本文の説明書という位置付けなので、本文に書いてあったらわかるじゃないかと言われればそこまではそこまでなんですけどそうするとこの説明書じゃ何ぞやっていうところもあるので、
0:35:19	何まで書くかのところは整理いただいた上で、対応いただければいいかなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。で、
0:35:27	その上でちょっとさっきのところなんですけど、
0:35:33	衛藤。
0:35:34	個別の設備の花Cが200食う、12ページぐらいからザーッと書かれてると思うんですけど、
0:35:43	212ページから成形施設と書かれてるところだと思うんですけど、
0:35:46	今回ここは何まで書くことにしてるかっていうと、
0:35:51	機能とか構成とかまでとりあえずそういったところも、今回、その条文として本文で書いているから、ここでも謳うっていう整理してるといういですかね機能のところに関しては、次回以降に詳細を説明するとかで、

0:36:03	あまり説明ちょっとこうしたうたっではないんですけど。
0:36:08	はい、与儀西原でございます。考え方としておっしゃっていただいたように本文で、今回建物に収納するっていうことをピックアップしたとき、その前とか後に書いてある、共通的な
0:36:21	構成の話とか、いうのが当然基本設計方針で第1回対象になってますので、主な構成までは業績方針を受けて書ける範囲として添付でもそのまま受けると。
0:36:33	それ以降にもともとは、詳細は構成なり、設備が当然出てくるんですけど、そこは次回で、基本設計方針等も受けるという形で整理をさせていただいております。以上です。
0:36:45	成長た事実はあったものの整理に近いんですけど、一応今回申請対象が建屋になっていて、その建屋に入ってますよっていう文言があるのが清家建屋以外も組み立てだろうがなんだろうがあって、
0:36:57	組み立てとかを書くときにどこまで書きましようかっていうところに建屋の中にありますよってだけ書くんじゃなくて、一応今回の整理としてはどういう構成かまでは一応書くことに整理しましたと。ただ機能とかの話になるとその個別設備の話になるので、その個別設備は今回申請対象じゃないので次回以降で一応示しますよとかそういうことなんですかね。
0:37:16	はい。ここはどう書くかさ、大変恐縮です文章の構成とか順番としてっていうのも含めた上で、
0:37:27	建物に収納する設計とするという文章で切ろうというのは、原則考えましたその上で、その前にある文章を
0:37:35	ピックアップしないで、そこだけの企画過程でもいろいろ議論をした上で、パッケージ持ってこようということで今回そうしたということでございます。以上です。
0:37:45	成長鍛冶です。とりあえず現状の整理は理解いたしました。
0:37:49	で、あとすいません、もう1件は、ここに限らずなんですけど、例えば212ページの1ポツ7のところ、設計基準対象施設とか、他のところなんですけど、例えば制御室っていきなり出てきたりいろいろしたりするんですけど、
0:38:04	約5とか略語定義5というところが略語とかそういうのをどこで置いたかっていうのは、最後、パッケージで出されればわかるようになってると思えばいいですかねちょっと。
0:38:14	その説明書ごとに定義を置くのかその頭が、本当の、どう頭のところで置いてるのかとかはちょっと理解しきれなくて、

0:38:23	はい、宮城西原でございます。
0:38:28	私の記憶だけで、いわゆる担当ルールをもう1回確認しますが添付書類ごとに、それが区切られるという前提であると理解をしてましたので、
0:38:39	添付書類のパッケージした時にはその添付書類の中で少なくとも薬を使ったものはその薬ほど、定義が、その書類の中のどこかで出てきた上で力を使うということで、
0:38:51	#NAME?
0:39:02	京都市です。現状においては当然センターいただければと思うんですけどこちらとしてはパッケージある程度と綺麗になってとそのタイミングで改めて逆のところは見えていこうと思ってるので、後々永沢そういう間違いがありましたとかっていうことにはならないようにだけ精査いただければと思います。
0:39:19	続けていかせていただいて、
0:39:21	232 ページなんですけど、
0:39:24	ちょっと整理を前に聞いて、記憶が定かじゃないんで改めてになるんですけど、今安全上重要な施設の範囲という形になっていて、結局安全上重要な施設の範囲といったときに、壁とかそういうのは入ってると思っていて、
0:39:38	区画自体が安重ってのはいいんですけど、これ扉とかって結局どういう整理でしたっけ。
0:39:47	はい。弓削石田でございます。はいこの安重の区域を示してるのか、いわゆる壁っていうか区域ですね、ここの区域の中に扉は含まれると。
0:39:57	認識しておりますので、いろんな条文で展開する時にその境界に対しての機能を求めると、例えば閉じ込めで求めるという場合には扉を含むということが前提だと思っておりますので、
0:40:11	そういうことをちゃんとそれぞれのところで読み取れるようにしていかないといけないと思っております。以上です。
0:40:18	状態です整理は理解したので資料で読み取れるように今後なっていけばいいかなと思ってよろしく願いいたします。
0:40:25	次、別紙5のシリーズなんですけど、ここらは、
0:40:31	なんか、
0:40:32	たびたび内容が変わってるせいだと思うんですけど例えば240ページって、
0:40:36	実用炉と比較として横に並べるんですけどこないだ出していた核物質防護同行のやつ横いたらどこにいたかわかんないとか、

0:40:45	244 ページはちょっと動きかどうかわからないんですけど、補足すべき事項のところで、
0:40:52	はじめにとかそこだけ全部横ばいなんですけど第 1 回とかいうと 0 とかになってたりして、
0:40:57	何かいまいち何か内容が途中で変わるときがあるからかわかんないんですけど、整合してるかどうかちょっと不確かな時がある気がするので、
0:41:05	まず、ジェネレータ精査された上でだと思っているんですけど、そのために改めて抜け漏れがないとか特に補足を追加した場合とか、そういったところに関してはちゃんと精査いただければと思うんでよろしくお願ひいたします。
0:41:18	はい、乳井西田でございますはい。おっしゃっていただいたような勧誘は、05 とかいろんなものをさらに追加をしてますのでそれ全体が読めるように再度精査をさせていただきます。
0:41:30	長谷ですよろしくお願ひいたします。で、
0:41:34	あとは別紙 6 シリーズに関してなんですが、
0:41:43	ちょっと本でいただいて、200
0:41:49	ちゅじゃ、290 ページとかのところでなんですけど、
0:41:53	先ほど設計とかのところで、
0:41:57	今後大きな話をされたかと思うんですけど、290 床で組み立ての貯蔵かな、そのところでもその括弧書きが書いてあるんですけど、全体って言ったときに、特に書き下した内容とかも存在してないんですけど省略した場合は存在してると思えばいいですかねそれとも書くものがなかったんですかね。
0:42:16	日本原燃車でございます。省略してるということだと認識をしておりますので、
0:42:25	先ほど言ったこの括弧書きも両方に書くなり何なりちょっと工夫をせよということが先ほどお話をしたところでした。以上です。
0:42:32	清町館です省略してる場合があっても対応になると思うんであってもいいと思ってるんですけど省略してるのがわかるようにだけ、この資料をぱっと見た時に、全体像のところ書いてるやつを書いてないやつが存在してしまってる気がするので、その点はセンサーいただければと思います。
0:42:48	304 ページは言おうと思ったんですけどそちらから言っていたいたんで今年度は理解されてると思うんで対応いただければと思います。
0:42:56	自分から案いう以上ですが規制庁側から他に何かありますか。

0:43:12	規制庁田尻です。それでは原燃から振り返りをお願いしたいと思うんですけど前回、前回とか他のヒアリングでもお願いしてるようにどういったチェーンの距離があってそういうところを今後どういうところに水平展開しようとしているのかも含めて説明いただければと思います。
0:43:30	はい。日本原燃の安保でございます。
0:43:34	まず、他のヒアリングでも言われてるところでございますけれども何を、その部分に何を書くべきかというところをきちんと整理した上で、どの記載とかも見据えて、
0:43:46	前提的に見直すというところが、全体的な話の一つかと思っております。
0:43:51	あと、
0:43:59	はい。全体的にはそういったところあと個別の話。
0:44:03	そしてはいろいろとご指摘の方いただいておりますけれども、特に言葉を追加したりとか文章を追加したといったときに、
0:44:13	限定をかけすぎ答弁解するに限定かけすぎたりとかあと、前後の繋がりがおかしくなったりというようなことが見受けられるということでしたので特にそういう、
0:44:23	新たに言葉を追加するというようなときには特に注意して、そういう前後の繋がり等も分を確認していくというところ。
0:44:30	をしていくというところになります。あと、
0:44:47	はい。
0:44:49	あとは個別の修正というところで、何点かご指摘いただいておりますのでそちらにつきましては展開方していきたいと思えます。すいません。以上です。
0:45:02	成長鳥居です。若干繰り返しになるかもしれないんですけど一応いくつかだけなんですけど、何を書くべきか考えるっていうのはそれ当たり前の話Cで、
0:45:12	前回まで出てきて田谷通に関して言うと、どの段落で何までかけましょうかって話、要は荷重の話のところを書くのか設計の話のところを書くのか評価のところを書くのかっていう話があったのと、
0:45:23	今回に関しては、要は許可の申請書において書いた部分で、それがすべて漏れなく抽出されてるか簡単観点でどこまで書くかっちゃう話にもなるので、
0:45:33	言葉としては同じかもしれないんですけど、微妙に視点違ったりするので、認識はされてるとは当然思った上でですけど一応そういったテーマをちゃんと踏まえていただければというのと、

0:45:44	先ほどの藤の話とかに関して言うと、結構多いと思っているので、その点は必ずただいまヒアリングどれぐらいの方が参加されてるかわかんないですけど皆さん関係する話だと思うのでしっかり対応いただきたいなというのと、
0:45:57	IUという意味でいうと最初に言う環境条件っていうのを何どういうふうにとらえてるのかっていうところは、ちゃんと整理していただかないと何かずっと、何か、
0:46:06	よくわからない記載が残り続けてしまうような気もするので、その点も踏まえた上でしっかりと対応いただければと思います。
0:46:12	自分からは以上ですが規制庁側から他に何かありますか。
0:46:21	清町タジリです。麻生であれば次は溢水でしたかね、原燃よろしく願いいたします。
0:46:28	はい。日本原燃石田でございます。それでは、溢水 00-02、vision9 ということで4月15日に提出をさせていただきました。それにつきましては、1050 という個別の補足もありますので連続で
0:46:42	一通り説明をさせていただきたいと思います。
0:46:46	別紙1は右下5ページ以降にあります。D1層につきましては特に2回ほどしかヒアリングをしておりませんで、
0:46:58	特に前回も含めて大分許可というよりは、発電炉の記載に寄せてしまっていたというところがありましたので、全面的に改定ということで今一度、
0:47:11	許可との関係も含めて整理をさせていただきましたというのが前提で、見直しをしております。
0:47:21	だから許可との関係で記載を展開をしたというところでなぜというところが記載を展開している考え方を補足でさせていただきますと、
0:47:33	例えば、右下11ページに、
0:47:39	考慮すべき溢水事象ということで(1)から(4)まで展開をしています。これ本文から(1)から(3)のもの、添付から(4)に該当するものを、
0:47:51	そのまま営業設計方針で炊事所として展開すべきということで、当社はあまり変えずに展開をしています。その中で、特に等というのを幾つか使ってみて今吹き出しがついてます。
0:48:05	現状のルールっていうか考え方としては、許可で行っていた等の表現を、それ以降の許認可手続き等で具体化する、もしくは対象がないということが明らかに。

0:48:17	判断できるという場合を除き、許可に書いてある等はそのまま基本設計補償本部では展開をすると、添付書類側でその等をブレイクするなり、
0:48:27	ないものはないということ、展開をしていくと、説明をしていくということで整理をさせていただきましたので、特にこの中で、地震による機器の破損等とかスロッシングが対象になって明らかにMOXではないんじゃないかと思うところも、
0:48:43	まず一旦基本設計方針ではそのまま残させていただいた上で添付書類側で展開をするということで整理をさせていただいてございます。
0:48:51	はい。あとは、以前のところで、大分整理が良くなかったところを今一度整理したのは、
0:49:00	前水区画であったり溢水経路の設定、あと、水量も含めた全体の項目、ここに書いてあることが、
0:49:09	許可との関係、或いはその項目ごとに書くべきことがちゃんとそのタイムの中に入ってるかということ、別のところとのリンクでおかしくなっていないかということ、1年見ていった上で、
0:49:20	小項目であるカタームごとに書くべきことがちゃんと書かれているということ、チェックをしているということでございます。
0:49:28	あとは、25ページの下にあります被水とかの評価防護設計の方針であったりところの、特に保護構造の取り扱いのところ、前回までぐちゃぐちゃになってたところがございまして、
0:49:44	まず、機能を損なわないという評価をするときに、前提として、こういう場合は機能を損なわないという場合の考え方プラス評価をした結果、
0:49:54	機能を損なう恐れがある場合にどういう対策をするのかという時の考え方というのをそれぞれちゃんと分けた上で整理をするということも含めて再度、許可の本文添付との関係も含めて、
0:50:07	文章を整理させていただきました。
0:50:11	はい。
0:50:12	ということでございます。
0:50:17	あとは、
0:50:22	許可の中でさっき
0:50:25	共用の安全機能有する施設の遮へいのところで言葉がちょっと若干抜けてしまってるところがありました。
0:50:33	それでも36ページ右下36ページの漏えい検知器等のところ、第2章の展開をしていて、許可の点を見ていただくと、現場に現場操作により、漏えい箇所を早期に隔離できる設計とすると。



0:50:48	ということで、早期という言葉が入ってます。36 ページの基本設計方針を見ていただくとそこに早期ということが書いてないという下の比較になってます。
0:50:58	一応この早期にも書かなかった理由でございますが、
0:51:02	このもともとの件を文書を見ていただきますと、漏えい検知器等により水の発生を早期に検知し、全体の確認も含めて早期にやるんだということを展開してます。
0:51:14	漏えい検知器等に対して求める設計が何かというところも含めて、展開したときに、運用であったり人の動きも含めて全体として早期にそういったことをするんだと、いうことの、
0:51:27	展開の中で漏えい検知器とそのものに求めることは、運営箇所を隔離できる設計であるということではないかということで設計方針の方で展開をさせていただいたと。
0:51:38	どういった設計確認をするのかということと全体の設計方針の具体化が添付書類で展開をさせていただくということを前提に、こういう形で基本設計方針を展開させていただいてございます。
0:51:49	はい。そういうような形で、展開をした後ちょっと言い忘れましたが、36 ページの第 2 章の個別項目、これも共通的に頭で言うべきこと、プラスそれぞれの防護設備に対して項目を区切った上で、それぞれどういう設計方針するのかというのを整理をした上で、展開をさせていただきました。
0:52:09	36 ページ以降に (1) から順番にずっと、括弧 234 と繋がってますこの順番、どうやって決めたのかっていうのは、共通の方針で出てくる順番にそのまま合わせて展開をしていますので、設備の、
0:52:24	大小関係であったり、設備の前提条件を、その前提条件を受けた結果に対する対策であったりという前後関係も含めて整理をしているわけではありませんので、
0:52:35	この基本設計方針を読んだときに、全体としてのバランスがどうなのかというのは今一度こちらで精査をさせていただきたいと思っております現状は今お話したような考え方で、
0:52:45	第 1 章を受けて順番に並べたということでございます。
0:52:50	はい。
0:52:51	あとは、別紙 23 は、今の別紙 1 に合わせて修正をしたと、ということ、伊勢については以前から、
0:52:59	1 回目で、全体の方針、2 回以降で、個別の設備が出てくるときに機能喪失高さの話、評価は、第 4 回でということの考え方は変わっており

	ませんのでそれに合わせて別紙 23 とかは展開をさせていただいてます。
0:53:13	はい。後で資料が 75 ページ以降についてます。こちらは、以前お話をさせていただきました溢水については、1-1-1 の 7-1 と言っているものが、全体における基本方針を、
0:53:26	定刻になりますこちらで、基本設計方針を 1 回全部受けるということを前提に、この記載を展開をさせていただいて修正をさせていただきました。
0:53:35	というのがまず前提でございます。それ以降の 5-1-1 の 7-2 以降の添付については、第 2 回以降のそれぞれの申請対象設備の関係で展開をさせていただきます。
0:53:48	まずその展開は、別紙 3 の中で整理をさせていただいたということでございます。
0:53:53	はい。
0:53:55	あとは、それぞれ今まで他の条文でヒアリングを受けたときのやりとりを踏まえた上でという意味でいくと、
0:54:02	右下 89 ページで、
0:54:05	以前は 1 水源であったり水量の具体的な内容を示す 5-1-1-7-3 というのは、第 1 回に申請されないの、ここはあまり書かないで展開をしました。他のところでも目次があって目次で点、
0:54:18	次回であることがわかる場合には宣言しても別に、
0:54:22	まあ大丈夫ではないかというよりもありましたんで今回ちゃんとこの被水の番号を次回出るものも、どこに何を振るのかっていうのを展開をさせていただきました。
0:54:32	はい。
0:54:34	あとは、別紙 5 は、今までの整理も含めて書いてます。たださっき説明する溢水 50 がすいません私の取った番号が非常にいびつで、
0:54:45	全体もう一度ちょっと整理をさせていただきます
0:54:49	番号はちょっとは抜けてもおかしな話ですので、それは整理をした上で、再度別紙 5 の方に展開をしたいと思います。
0:54:57	あと 131 ページ以降に、131 ページで 128 ページ以降に第 1 回の申請範囲を示した美濃部視力の①がついてます。
0:55:09	第 2 章に当たる部分がさ 131 ページ以降に、第 2 章に関わる部分があります。そちらについては次回で示すということが第 1 回申請は井川、右側に書いてございます。

0:55:20	この考え方を、まずこちらで考えた考え方をご説明しておきますと、今回7-7 ポツ中に書いてます左側に(1)から括弧かな、
0:55:32	(7)まで展開がありましたこれがいわゆる、設計方針として個別項目で謳うべきぐになります。このぐ当たるものがそもそも今回第1回では対象でないということもあって、
0:55:44	この上に当たるものが出ないのにその頭の共通部分を言うことにあまり意味がないのではないかなということを考えて、ここはスパッと第7-12は全部工事会ということで整理をさせていただいたというのが今回の作ったときの考え方でございます。
0:56:00	はい。9002の説明は以上でございます、あと1050のリビジョンさんこれ4月28日に出させていただきました。
0:56:11	こちらの修正のポイントは、右下3ページ以降に、水当社の今回の申請の内容本文と添付へ展開をした上で、
0:56:22	建物に関係するものがないかというところを整理をさしていただいて、それが今回、建物の設計として、担保条件として第1回の中でしっかりとっておかないと、次回でのような条件に、
0:56:36	関係するものかどうかというのを整理をした上で、
0:56:39	外壁の開口部の高さだけが、必要な要件だということの抽出をしましたというのが、この添付書類で説明していることであつ、
0:56:50	参考で後ろでつけている資料表であったり図面の中で1メートル以上高さがありますということを示しておりますこれが第1回の申請書で読みますよということを示させていただきました。
0:57:03	で、3ポツ以降の他の条文に関しては、
0:57:06	第1回の建物としての仕様表であったり、設計情報として、第今回の第1回の中でしっかりと語るべきもしくは設定の条件とすべきものが、かどうかというのを整理をさせていただいた上で、
0:57:21	関係する条文がこれですというのを整理をさせていただきました。仕様表等に係る部分で、他の資料に振っているものについては他の資料との関係がわかるように、
0:57:31	その資料のタイトルだったりということをつけさせていただいたということでございます。
0:57:37	説明は以上になります。
0:57:42	規制庁親密等、その辺の資料の仕組みについて規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:57:49	はい。規制庁岡です。
0:57:51	まず、1歳0

0:57:53	の方から、土肥
0:57:56	D層、
0:57:57	説明していただきました通りその記載、
0:58:02	大分今回変えられて、例適切な箇所に配置しようっていう感じを受けましてで、結構1回名、前回まで実用炉の方に引きずられて、記載されていたところなんかが、
0:58:16	かなり多かったので、まだあのハッチングの不備とか不マッチング不ぞろいとかそういうところは結構残っていたりしますので、そういったところを中心にまた、
0:58:26	今後とも精査を進めていただければと思います。
0:58:32	まず全体的な話としてまだちょっと、もう少し精査してくださいというところなんですけど、よろしいでしょうか。
0:58:39	はい、日本エリアでございますはい。ハッチング辺り河川であったり、今一度、他のものも含めて全体への精度を上げていくということをしていただきたいと思います。以上です。
0:58:50	はい。規制庁甲斐ですよろしく申し上げます。ちょっと内容というかです、これもちょっと視点的な考えで、先ほどの案の方でもちょっとあったんですが、
0:59:01	南東市7ページ名のところに今回、許可整合ということで自然現象により発生する溢水っていうところを、
0:59:10	一段落加えていて、これ自体は、加えたのだと思うんですがその次の8ページ目で、そのためにと続いてくるところ、これ許可の方では、
0:59:23	この自然現象のところ、段落がない状態でそのためにだったので、話がちょっと載っていたんですが、ここに自然現象の話が、による溢水の話が入ることに
0:59:33	なって、そのためにもう受けがちょっと変わってきてしまっていると、こういうところを、
0:59:39	1回全部その適切に書き下した後に、その分の繋がりとかがちゃんとなっているから許可制の、の面で、江藤部員が変わってないか。
0:59:49	そういったところを含め、
0:59:52	精査いただければなと思います。いかがでしょうか。
0:59:57	はい。日本原燃志田でございます。はい。ご指摘の点は理解をします。
1:00:02	確かに入れた時にこれは全体にわたっておっしゃっていただいている通り、本文と添付をそのままも、

1:00:11	それぞれどういう順番で持ってくるかと、いうのが本文であったり添付であったり、記載の順番構成、どこにどう書いてあるかっていうのが、やはりそれぞれ意味があって目的がありますので、
1:00:23	それぞれのタームを持っていくときにどういう順番であったりっていうのは、しっかりと見てみるつもりでしたら確かにここおかしいので、そういう意味では、しっかりともう一度見ていきたいと思います。以上です。
1:00:34	はい、規制庁赤田ですよろしく申し上げます。
1:00:37	で、
1:00:38	殊、そして 15 ページ目のところで、
1:00:44	ちょっとここは方針の確認、記載方針の確認なんですが、評価点プーの方でスプリンクラーを設置しない設計とか、スプリンクラーというのが井戸の方では、
1:00:57	結構重要な設備として挙げられていますので、今までも、設工認の基本設計方針の方にもスプリンクラー設置しないというふうに、
1:01:08	書いていたんですが今回その辺のことが全部抜けてきたのはこれはもう許可のとき
1:01:15	っていう観点で、書かないとかそういう方針なんでしょうか。
1:01:24	はい。弓削西田でございます。特に燃料加工建屋の場合は水を極力、
1:01:31	排除するということも含めて全体の方針であると思ってますので、そういった意味でおっしゃっていただいた通り、この大枠はすでになお書きであるということも含めた上で全体の枠は許可で、
1:01:43	お約束をさせていただいてると思っておりました。ただ評価にあたっての前提として、謳うべきところが必ず出てくると思ってますのでそこは、添付の評価の条件なりの中で説明をさせていただくということで、
1:01:56	整理をさせていただいたところでございます。以上です。はい。規制庁岡です。そういう理解だと思いましたので、この整理が良くないということはないんですが例えばガイドで、
1:02:08	こういうところもちゃんと注目してくださいねっていうところ。
1:02:12	で、例としてスプリンクラーなんですが、そういうものを省く時ってやっぱりその網羅性とかの観点でちゃんと考えてますよという、
1:02:20	わかるようになっていた方が、基本、この別紙 1 の存在意義かなと思いますので、例えば吹き出し等で、
1:02:29	ガイドで要求されているが許可時に、

1:02:34	整理されているものであり、基本設計方針の方には書かないとか、そういうもの、意図がわかるようにちょっと補足していただければなと思ったんですがいかがでしょうか。
1:02:47	はい、与儀根井者でございますおっしゃっていただいた点、理解はしましたどういうふうに示すかはこちらで検討させていただいた上で、確かに全体としてガイドに基づき材ご担当年とやったときに、ガイドで要点として挙げているものに対して、
1:03:05	書かない理由なり、考え方っていうのがちゃんと整理をされているんだということが、この資料を見て、理解ができるとガイドだけではなくて他もちょっとどこを考慮するかってのを今一度検討した上で、整理をして、反映していきたいと思います。以上です。
1:03:21	規制庁岡ですよろしく申し上げます。次が19ページ目になる。
1:03:27	ここ、
1:03:30	基本設計方針、
1:03:32	頭の中で使われている等の解説の一番下、
1:03:36	のところで、そのシャッターとかあと今回H a t c hっていうのも追加されて、前回もちょっと伺ったんですがそのシャッターって、許可の時にはM O Xの方では、
1:03:48	登場しなかったものだと認識しているんですが、結局この辺でどういう
1:03:55	常になになっていますでしょうかシャッターとか8とかですね。
1:04:01	はい。日本原燃の安保でございます。
1:04:03	シャッターとか8といったものもこちら燃料加工建屋に存在するというところで溢水防護区画、
1:04:11	野間構成する一部として、
1:04:14	ちゃんとH a t c hもん含めているというものになります。
1:04:20	はい。規制庁甲斐です。結局存在するというところで、
1:04:24	えっとす。
1:04:26	どこかでわかるようになってますでしょうか今の、例えば、設工認の申請書の図面とかでは、
1:04:39	少々お待ちください。
1:04:57	示させる
1:04:59	急ぎ、
1:05:01	日本原燃の安保でございますはい設工認の中の、ちょっとどこ、ちょっとまだきちっといけませんけどもどこかで示していくということになります。はい。そう。そういうことがわかるようにするのが、

1:05:13	溢水 50 なんかが、ちょうどいい資料になるのかなと思ひまして、今回は建屋の開口部高さとかが整理されてますけど、こういう
1:05:24	出てくるものがどういうところでどういうふうにあるのか、その辺はいつ説明されるのかといったことが被水誤字の方でもうちょっと整理されているとわかりいいかなと思ひますがいかがでしょうか。
1:05:39	はい、与儀西田でございます。はい。おっしゃっていただいていることは理解しました。
1:05:46	登場する、北條人物、真木。
1:05:52	設計方針であったり添付書類、いわゆる評価上期待をする構想、交通構造物っていうかね、そいつをはどこの申請対開示でどういうものとの関係で出てくるのかっていうのを、
1:06:06	もうちょっと整理をした上で、S A 50 の中で展開できればと思ひます。特にシャッターみたいのは、設備とセットで出てくるというパターンがある可能性もあるので、それは設備を申請するときに、シャッターが入れないというのが構造図とかでわかりますとか、
1:06:20	ただ溢水評価上はそれを評価として期待する場合は評価結果を示す時に当然登場人物で出てくると、その辺がちょっと一連わかるようにさせていただきますので、そういう形で反映できればと思ひます。以上です。
1:06:34	はい。規制庁岡です。その通りかと思ひますので、今回全部、
1:06:39	網羅的日程っていうとまた設計が追いついてなかった
1:06:43	で遅れたり、
1:06:44	他もしれませんができるだけわかるように、わかりよくするようにという、
1:06:49	ことで、その辺の整理よろしくお願ひします。
1:06:54	続きまして 21 ページ目から、何点か
1:06:59	同じような変更を今回行っているところ。
1:07:02	で、基本設計方針の一番下の行。
1:07:07	安全機能を損なわないことを評価するところ、従来はそこな恐れがないことを評価する、なっていて許可添付 5 なんかも全部恐れがないとなつてて、
1:07:18	特に
1:07:20	いい悪いではないんですがどういう意図で変更されたものなんでしょうか。
1:07:26	はい。日本原燃石田でございます。これ、一斉だけではなくてですね外部衝撃もこのパターンがいくつかあります。これはどうしてかと言われ

	ると損なう恐れがないということよりは結果としてどうなるかっていうマルバツの評価結果で見た以上は、
1:07:44	そこなのか損なわれないかと、どっちかだろうということで、目指す、目指している設計の、
1:07:50	これは何かというと損なわないっていうことを評価して確認しますということかなと思って、そういう表現に全部直しました。以上です。はい、わかりました。でしたら、他の
1:08:02	確認はしています。
1:08:08	ました。
1:08:10	目。
1:08:12	2、飛びまして、
1:08:15	ここ、先ほど青井様の方でもあった保安規定に、
1:08:20	基本設計方針は保安規定まで、
1:08:24	確認というふうになっていて
1:08:28	許可添付の方では、火災防護計画に定めると、第1段落目の最後の行になっているものが、設工認の基本設計方針では保安規定に定めて管理すると、先ほどの
1:08:42	伴様の方であった議論と同じような、
1:08:45	論点でここ書き直されたのかと思うんですが、
1:08:50	ファン規定と火災防護計画の関係というのはどうなってますでしょうか。
1:08:56	はい。与儀西原でございます。愛子
1:09:00	特に火災防護計画というキーワードを使ってるのはほかにも内部火災があるんですが、内部火災は火災防護件定めろというのがもともと審査基準にも入っているので、ダイレクトにそのまま書いてます。
1:09:10	一方火災防護計画と規定に、の関係につきましては、火災報告計画を定めるということ、あと火災防護計画にどういったことを定めなきゃいけないかということの要点が、保安規定に定められるということに認識をしておりますので、
1:09:25	保安規定に定めて管理すると行けば、全体がカバーできるという答えかと思ってます。以上です。はい、規制庁オオオカです。で、そういう古藤という、
1:09:34	ことで理解しましたのでそこ、ここ許可整合の観点では、やはり言葉が変わっていますので、その部分の説明っていうのも必要なと思えますんでまたそういうところ、
1:09:46	ほかの点、ところも含め、また確認いただければと思います。



1:09:52	鎌田です。
1:09:55	はい、柘植西田でございますちょっともう一度整理をさせていただきます。おっしゃっていただいた通り波線を書いているので、波線を変えた以上、直している趣旨を変更点の吹き出しで書かないといけないところありますので、
1:10:07	それが抜けてる可能性ってのは大事なのでそこは今一度精査をさせていただきます。
1:10:13	他の場合に以下同じって書いてるパターンで抜けてる場合もありますけどそれはそうでは多分これないと思うので、そこは今一度、こちらで整理させていただきたいと思います。以上です。
1:10:23	はい。規制庁からですよろしくお願ひします。で、次 36 ページ目の第 2 章個別項目のところからなんですが、今回こちらの方に設備を寄せたということで先ほども説明ありましたが、
1:10:37	ちょっと縦に読んでいくとですね基本設計方針を縦に読んでいくと、
1:10:42	先ほどバラン数の観点でもう少し精査されるというところはあったんですがその前、
1:10:48	全社初めの前半部分と、
1:10:52	溢水防護設備はっていう黄色いハッチングからかかっている部分の繋がりが、
1:11:01	区内と
1:11:02	ねえ、こういう設備関係を説明する時っていうのは、まず初めにこうこうこういう設備があると。で、
1:11:11	そのそれぞれの設備はこうですっていうような感じで、書きくだされるんじゃないかなと思うんですが、
1:11:18	ほとんどがその等の解説の中で書いていたり、あと設備じゃないものを、(2)とか(3)で、
1:11:28	書いていたりしてですね設備が主事主人公になってないっていうようなところがあるんですよ。この辺を少し、
1:11:37	もう少しわかりやすくして欲しいなと思うんですが、
1:11:41	いかがですか、何か伝わりましたでしょうか。
1:11:46	はい。野木西田でございます。はい。おっしゃってる趣旨は理解しました
1:11:52	確かに先ほどの案いうのはなCでもあったように、構成としては、4 どうすべきかっていうのをちゃんと考えた上で、

1:12:00	おっしゃっていただいたように水防護設備により、溢水防護対象設備が機能安全機能を損なわない設計とするというのが一番前段にあって、じゃあその溢水防護設備ってのはどういう構成で成り立っているのか。
1:12:12	そういう設備というのは以下を設計することによって必要な機能を確保しますよという全体の方針がそれぞれの1個ずつの設計図書の展開と、
1:12:22	ということだと思いますまたその後理学括弧1項5いす防護設備としての機能を達成するために必要な設計方針というものと、いわゆる、
1:12:33	運用的なものも含めた、カバーしなきゃいけないものでやはり区画をし分けをした上で書くということの整理も含めて、今一度させていただきたいと思います。以上です。
1:12:43	はい。規制庁岡です。はい。そういう人、まずはそういうまとめ方でまとめていただければと思いますよろしくお願いします。で、その36ページ目同じところ先ほど説明があった早期にを取ったところなんです
1:12:58	許可の添5から早期にを取って基本設計方針の方に書いたところなんです
1:13:04	すがちょっと、
1:13:04	糸賀さん。
1:13:06	うまく理解できなかったんですが、
1:13:11	の、
1:13:12	すみませんもう一度お願いできますでしょうか。
1:13:17	はい。日本原燃者でございます。結果的には、早期には書かないといけなかったかなと思っているところが前提でございますが、このときには、どう考えたかは、漏えい検知器等による検知だけではなく、現場による操作という手動操作も含めて、
1:13:35	全体として運用も含めた形での達成すべき目標は、検知をし隔離をすることだと、具体的にそれをどうやってやっていくかっていうのは店舗側で展開をしようということで、
1:13:49	もともとは記載を整理をさせていただいたところでございます。ただそこに至ったときに、それが設計を具現化する上で、早期にということが、
1:14:01	発生する上で必要な要件だと、ということだと、
1:14:05	今から言うなというところもありますけどと思いますので、そこも含めて、基本設計をして展開をさせていただこうと思っていたところでございます。以上です。はい。規制庁岡です。示されるということなんです
	すが、先ほどの、結局は、許可の方では、

1:14:21	堆砂くう全般を書いている、基本設計方針の方では設備について説明しようとしているのでちょっとやはり論点がずれてで、
1:14:32	少しそういうところが曖昧になってしまったのかなと。
1:14:36	思ったんですがそういうことなんでしょうか。
1:14:40	はい。与儀西田でございますはい。琴平着みたいになってしまったのは、そういうことでございます。以上です。はい、規制庁から。わかりました。じゃあ、また精査のほうよろしくお願ひします。
1:14:51	似たような観点かもしれないんですが37ページ目。
1:14:56	基本設計
1:14:59	(2)の下から2行目に、ここ。
1:15:03	必要な当該機能を可能な限り損なわれない設計とすとなっていて、これ、この可能な限り損なわれない設計っていうのはこれ、
1:15:13	どういう意図で記載されたんされているんでしょうか。
1:15:18	はい。日本原燃志田でございます。はい。
1:15:22	この断面では、基本的にはこれ全体の設計としては、何て言うんすかね。概念として、こういうことを守りますということを言っていました。その時に、
1:15:34	この舞台の設計として、基準地震動による地震力等の溢水の要因となる事象に対する荷重も含めて全体として必要な機能を、そこらへ設計とすると。
1:15:46	あくまで言い切れるかどうかということの関係の中で、許可では可能な限りというのを書いていました。今回、設計方針を作るときに、
1:15:56	許可をそのまま受けた形で可能な限りと書いてしまっているんですが、設工認でこの可能な限りっていうこと括弧自体が何の意味があるかというところも、
1:16:06	他の条文と考えたときにもやはり、
1:16:09	あつてはいけないような気もしますので、ここは可能な限りを削除した上で、加地大井や環境に対して必要な購買機能が損なわれない設計としますということをしっかりと制限することが、
1:16:22	必要なことだと思いますのでそちらは
1:16:25	出しておいてあれですけども修正をさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。はい。政調会ですわかりました。
1:16:32	やはり設備の説明の中でここがあると。
1:16:36	これでいいのかっていう議論が当然発生してしまうので、それ可能な限りのような曖昧なものを設備の設計では、やはりやらないほうがいいかなと思いますので、よろしくお願ひ。

1:16:47	次 40 ページ目のところ、
1:16:50	すいません、補足です。
1:16:53	ちょっと、
1:16:54	念のためというか、
1:16:58	お話しておくとな可能な限りワー、濃縮のほうでも使っていて、その可能な限りの趣旨っていうの明言できるものは明言しましょうというような話を、
1:17:09	先日しました。使うなということではなくて、その可能な限りってどういうことですかっていうのをちゃんと整理をして、対応するということだと思ってます。で、
1:17:21	先ほど石原さん言われたのも、その上で整理した結果使わなくてもかけるといことで、整理が進んでいくっていう理解でいいですかね。
1:17:32	はい。日本原燃車でございますはい。そういうことで考えております。以上です。
1:17:37	はい。コサクですわかりました。岡さん、よろしくお願ひします。
1:17:40	はい。規制庁岡です。藤。次 40 ページ目の方。
1:17:45	2、
1:17:46	今回、
1:17:52	と、
1:17:53	許可添付の上の枠内の最後の行。
1:17:58	中央線中央監視室からの手動、遠隔隔離も行える設計とするっていう。
1:18:05	のが、菱形の 2 番、評価の、
1:18:09	評価結果とかの説明っていう。
1:18:12	ことでその整理されているんですがこれってどういう意味なんですか。
1:18:24	はい。与儀西原でございますこれは、※2 で飛ばしたときの理由が、
1:18:31	いまいち感はありますが、それは前提とした上で、もともとここで担保すべき事項は何かというのは自動隔離するための時間であり、遮断弁としての能力を、
1:18:42	ここでしっかりと説明する、中央監視室から遠隔手動、手動での遠隔確認を行える設計とするというのは設備の設計としては必要なことではあるんですけども、
1:18:54	本文で約束すべきことが何かといった時には自動隔離もできるということと、時間の間隔の話かなということで整理をさせていただきましたので、

1:19:06	これどちらかという設計方針として店舗側では整理をさせていただいて示させていただきますということを前提に、本文でどこまで約束するかというセイリガクの結果だというふうに認識をしておりますとかそう考えましたと。
1:19:18	いうことでございます。以上です。はい、規制庁わかりますわかりました。ただちょっと、やっぱり判例が違うんですねこれは、そういう認識なので、判例をより正しく他のところも含めまた、
1:19:30	精査されると思いますので、よろしくをお願いします。
1:19:34	別紙1 関係私からは以上なんですけど他、規制庁がわかれば、
1:19:39	ありません。
1:19:44	規制庁岡です。今日言ったことってちょっと代表的なところという観点で溢水はかなりがらっと変わりましたのでまた
1:19:54	精査されて、書き直された後、またレビューいただくと思うんですがその際には
1:20:01	他の条文で出たコメントとかも含め、また確認していただければと思いますので、よろしくをお願いします。
1:20:09	はい、二本木西田でございます。はい。当然やらせていただくことで考えております。以上です。はい、規制庁岡部です。
1:20:16	飛びまして別紙4の方に移ります。別紙23はまた、基本設計方針の方、
1:20:23	整理されてから、
1:20:25	また修正後で確認させていただき
1:20:28	別紙4の方、
1:20:29	今回
1:20:31	水は、火災と同じグループということで、フォーマットがまず、発電炉と、
1:20:40	あとMOX加工施設の2段表になっているんですが、
1:20:45	前回までは結構発電炉に引きずられた基本設計方針とかになっていたの
1:20:53	で、 そう、この整理でも並んでたのかもしれませんが、基本設計方針をやはり許可整合の観点でしっかり、どこに何かかというのを定めたということもあって、
1:21:04	例えば基本方針書だと基本設計方針との横並びで確認したいと、発電の部門、当然含めで自然現象系のグループ、
1:21:14	使ってるようなフォーマットに変えてもらいたいんですがちょっと手間だと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

1:21:23	はい、日本石田でございます。冒頭説明した通り今回、基本設計方針を基本方針の一番最初の親になる、親子関係ということではないかもしれないですけど親になる添付書類を受けるという整理を我々させていただいたところもありますので、
1:21:38	おっしゃっていただいたフォーマットに入れ直して、再度提出をさせていただくと先ほどあったようなコメントも全部反映した上でというのが前提ではありますけど、させていただきたいと思います。以上です。
1:21:50	はい、清長からよろしくお願ひします。あと、自然現象形で今回ついてきた、来添付の構成ですなそういったものも
1:22:00	他の条文をつけるというふうに先日のヒアリングでも言いましたが溢水が結構ちょっと将来的にどうなっていくのかっていうところも把握しておきたいところがありまして、また、その辺をつけて、
1:22:16	はい、宮城西田でございます。前回他の条文を作りますと、外傷関係でお約束して、椅子は作る必要があると思ってましたので共同計算との関係も含めて全体、
1:22:28	同じようなものを作らせていただこうと思ってました。以上です。はい。規制庁佐田です。よろしくお願ひします。あと、別紙4の方の中身の話でちょっと今回結構、
1:22:38	いろいろかは、記載の適正
1:22:44	も前回議論した。
1:22:46	92 ページ目の、
1:22:49	ゆカーの、
1:22:50	ユーロの話とかがごっそり抜けたりしていて、この辺の整理っていうのは、隣に、評価のところを示しますというふうになってはいたんですが前回の議論だと、
1:23:02	床というのはやっぱり審査の建屋の新生物として扱うんじゃないかというような議論もあったんですが、結局どういう整理になりますでしょうか。
1:23:12	はい、日本イシハラでございます。前回ご議論、議論があったのが認識をしまして建物の設計として、ある種段差なり勾配なりというのを設定するということが必要な場合、
1:23:26	て言うなれば、確かに建物設定の申請をする今回やらなければいけないということだと理解をして今一度、中身を見た上で整理をさせていただきました。
1:23:36	実際この発電の部分を見ますと、機能喪失高さを設定している上での、それに対する条件としての、勾配のばらつきの考慮の仕方だと。

1:23:48	ということで理解をしまして、これ機能喪失高さ、
1:23:53	考えるべきの考え方の一つであると。それをもとに建物の設計上の勾配を決めるわけではないのでこれは第1回の範囲では、示す必要はないだろうということで区分けをさせていただきました。加えて
1:24:06	S評価による前提条件としての位置付けになりますので、5-1-1の7-4-S影響に関する評価の添付書類側でしっかりと展開をさせていただこうということで、
1:24:18	整理をしたところでございました。以上です。
1:24:22	はい。規制庁岡です。
1:24:24	じゃ、1-1の7-4の評価のところではそういう融度とカーも、
1:24:34	記載されてくるということで、前回ちょっと議論になったのが発電炉とMOXで、その融度自体が、
1:24:43	の考え方が違うんじゃないかみたいなことがあったと思うんですが、そういったことの議論というのは、
1:24:50	その時ということなんでしょうか。
1:24:53	はい。西原でございますはい前回、100ミリに対して50ミリとか100ミリとか書いてあって、この違いは何だという議論がありました。それはおっしゃっていただいた通り
1:25:04	先送りしたように見えていてもそうではないとはっきりいただきたいところではありますが、この横床面の高さのばらつきを高齢者安全余裕を確保する設計とするということに対しての考え方の部隊は、5-1-1-7読む側でしっかりと説明をさせていただきますということを、
1:25:21	を述べさせていただくということにしましたということでございました。以上です。
1:25:26	はい。室長岡です。建屋、
1:25:29	建設時に、何か影響あるようなものではないのでしょうか。こういう
1:25:38	通知関係は、
1:25:41	第1回日付けの建屋というところでは言っておかない、宣言しておかなきゃいけないというものではないということなんでしょうか。
1:25:56	はい。日本原燃石田でございます。実際どういう考えたかは、我々としてはこれ今の建物設計をする中での条件として決めるべきということには、
1:26:07	でき上がったものの状態を考えて一斉側で評価をするということが前提だということで、どちらが主流かということで、こちらは、与えられたものを条件に決めるということかなと思って、

1:26:19	工事課井川で条件を示させていただこうということで考えてました。以上です。そういうお話をしました。では、
1:26:29	今の整理でわかりました。
1:26:35	別紙4関係だと、あと先ほど説明がちょっとあったんですが、個別設備をどこまで書くかっていうところで、
1:26:46	今回はもう、
1:26:48	具体的な設備を丸で書かないから、なくてもいいんじゃないかっていうところで説明
1:26:54	102ページの方で、
1:26:56	全般も、
1:26:59	なく、
1:27:03	全部工事買いに行きますというふうにしているんですが葛西なんかは示しているんですがその辺との考え方の違いってというのは何かあります。
1:27:13	はい。
1:27:15	委員会悪いかは別としての考え方をまず説明させていただきますと火災につきましてはこの個別項目の設計として、火災区画構築物なるものが第1回の申請対象として出ます。
1:27:27	それは3時間耐火大の壁厚の話も含めて第1回で申請としますのでそれを踏まえ、それを書くことにあたって、共通的な文章も併せて全体を、
1:27:39	示すというのが、葛西の考え方です。先ほど別紙6の時にご説明しました通り今回、
1:27:46	グリーンの部分の実際の中身が、次回ということで、Iなんてあいまってとか、セットにして出すものがないのに、共通部分を書くというのは、あまり我々としては意味がないんじゃないかということで工事課に全部振るという形で整理をさせていただいたということでございました。以上です。
1:28:07	規制庁の仲です。
1:28:10	ちょっとですね。
1:28:13	葛西若狭でそういう説明があって、急いでそういう説明があってと言いつつ、
1:28:19	水の今回のその建屋というものをですね、どういうふうにとらえるかっていうことだと思うんですけど。
1:28:27	一応溢水としての設備の、その一部なのかなというふうにも考えていて壁とか、記載がある通りですね。



1:28:36	そういうことでいうと中身が申請されないからというのは多分カサモ同じなのではないかと。火災も一応その影響評価という壁ということでも設備
1:28:47	ということだと思うんですけど、
1:28:49	そういう意味でいうと、私は何かむしろ
1:28:55	個別は全くないというよりは加工建屋というのも一つの個別設備の中の一部であって、
1:29:02	それに関連したその一斉評価というのを前段に書くイメージだったのかなと思うんですがそこは、そういう感覚ではないということですかね。
1:29:15	はい。日本原燃石原でございます。まず、火災は、火災と溢水の違いは以前からいろいろと確かにグルグル回ってる気がしますが、
1:29:26	火災の
1:29:28	私も以前から言ってることは全く変わってないんですけど火災については火災区画構築物の壁の3時間耐火であったり3時間耐火を要求する壁を今回使用表として特定をして申請をさせていただきます。
1:29:42	これ誰が対象かや、どういう機能を要求するかは明らかであると。そういうもので、今回申請する対象であるというエントリーをした上で、
1:29:55	火災棒を火災の第2章に当たる部分の基本設計方針を出し、それも共通部分の文章と、火災区画構築物に当たる部分の、基本設計方針あった添付も含めて出させていただきます。
1:30:08	その時に、第2章の個別項目に出ているか感知設備消火設備とかについては、次回でということ整理をさせていただきます。
1:30:17	今回の1層についてはおっしゃっていただいたように、火災、火災と違う溢水の場合は溢水防護区画を構成する壁、床、天井であったり、扉は、
1:30:28	建物だろうとおっしゃっていただいているのはおっしゃる通りだと思います。水防護区画を構築する壁に対する要求機能を今回仕様表を含めて、誰が特定をしているかというのは、溢水評価の結果をあわせて、我々お示しをするということで、
1:30:43	それは、設備として置くものの場所であったりも含めて申請をしないと、なかなかそういったことの特定ができないので、溢水評価とあわせて出させていただきますと、ただしその時には、
1:30:55	溢水として要求する機能を書いた上でそれは、条件設定は建物設計としてする地震とか他の状況でしているものを前提に、

1:31:05	水を引き取って、それを前提にして評価をしていくんだと、いうようなことを考えたときに、どうを第1回の申請で書くべきかということの整理をしたということで、
1:31:16	今河西島一斉で書き方が変わっているということでございますこれは以前からお話をしていることと一緒に、おそらくそうじゃねえよというお話なのかもしれませんが以上です。
1:31:28	規制庁中です。ちょっと議論がもし平行になるかもしれない、あんまりちょっと継続的なところはしないんですがあれですかその仕様表対象かどうかとかってそういう、
1:31:39	違いだっちゃんことなんですかね。
1:31:44	中身が固まらなければそれはそうかもしれないけどここで書いてあるのはその詳細的な、どの位置のどの壁とかそういう話じゃなくて、真壁一般ということであればそれは、
1:31:56	詳細のその中身のものが定まらなくてもそれはそれでその個別というカテゴリの中でその一般的な書き方としては書けるのかなと。
1:32:06	別に最初の概要ぐらいは書けるんじゃないかというぐらいのコメントで、しているんですが、
1:32:15	そこは何かあれですか、私的にはそのガソリン水もそんなに違わないんじゃないかという認識なんですけど。
1:32:24	あ、コサクです。私も、
1:32:27	同じ感覚でいて、
1:32:32	すナカガワが今話したところ、
1:32:35	だと思んですけど、仕様表の記載事項という意味では、石原さん言われた通りでいいんだと思ってます。
1:32:43	一方で基本設計方針というのはある程度示しておかないと、
1:32:48	溢水防護の観点から建屋ってどういうことなんですかということがわからないまま、
1:32:54	認可ってのはできないので、方針としては示していただくんだらう。
1:32:59	そうするとその方針の説明ということで添付書類で書く必要がある部分というのがありますよねと。
1:33:05	ということなので、ナカガワ行った概要ぐらいというようなことが出てくるんじゃないかなと。
1:33:10	思ってますが、いかがですか。
1:33:17	はい。日本原燃石田でございますはい。

1:33:21	今おっしゃったさんからおっしゃっていただいたことも含めて、整理をさせていただきますおっしゃっていただいていることは理解をしました。全般、全体としてそのイスイ評価、溢水防護設計に関わってくる。
1:33:37	建物の位置付け等の特徴人物としては登場することに対しての方針として、一定程度と謳わないと、中でルールっていうのもなかなか難しいということの指摘もあり、理解をしましたので今一度こちらで整理をさせていただきますと思います。以上です。
1:34:03	はい。規制庁岡です。あと別紙4関係、規制庁側から確認したいこと等ありますでしょうか。
1:34:13	規制庁秦です。私の方から資料関係で1件確認させていただきたいんですけども、
1:34:21	右下99ページの、
1:34:25	建屋外で発生する姿勢に関しての、
1:34:29	設計方針についてで、
1:34:32	この2ポツ3ポツ2-からの、
1:34:35	5番で、まず、壁扉堰等で、建屋内への流入を防止する設計をするということを書いて、その後2頭、
1:34:47	開口部については設置高さを確保する設計とするっていうふうにかかれているんですけど、
1:34:56	ここの黒字と追加で次は追加された内容だと思うんですけど、
1:35:01	小中首藤というか接続詞とかがないのでいまちこの設計の関係性がちょっとわからなくて、
1:35:11	普通は、
1:35:12	黒字の方は、障害物で流入を防止しますっていうことで淡路の方は高さで、対策しますっていうことで、これら、どちらかの対策をとるのか。
1:35:24	または後半の開口部については、建屋外壁のっていうことで壁の一部なので、
1:35:31	倉地の方対策として必要に応じてもう一方の対策を取るのかっていうのが、ちょっと関係性がわかりにくいんですけど。
1:35:41	追加し、
1:35:43	青字は追加したので、ちょっとその点記載がいまちなのかなと思うんですけど、この辺どういうふうに整理されてしょうか。
1:35:52	はい。与儀の石田でございます。ご指摘の点おっしゃっていただいたようにちょっと主語がなくて誰が担保するのかっていうのがわかりづらいっていうのはおっしゃる通りだと思います。

1:36:03	前に 1 回で文章のいわゆる流入を壁、扉座席等により防止する設計として言っていることと、開口部の設置高さを確保して流入しないようにしますと。
1:36:15	言っていることとの関係でございますが、まず最初に言っているのは、一般的な考え方として建屋からの建屋内への流入というのは、当然貫通部があればかんず、
1:36:26	扉があれば扉、堰があれば堰、いろいろなものでちゃんと区、
1:36:31	入ってこないように防止をするというのが大前提で考えますよと、いうことを言った上で、今回燃料等加工建屋については、組合のタンクの溢水が建屋の中に入っていく。
1:36:42	来ないように、そもそも開口部の高さを確保することによって入ってこないようにしますという宣言をするということで、それが主語であったり目的だったりきちんとわかるように、整理をして記載をさせていただきたいと思います。以上です。
1:36:58	規制庁市民ですと、
1:37:00	今の説明で間野前、
1:37:02	黒字の方は一般的な考え方っていうことで書かれてたっていうことで、
1:37:07	本木さえ整理されるっていうか、その辺の今の説明を踏まえ、ちょっと前に戻って、右下 80 ページの、
1:37:17	方で、こっちは
1:37:18	上の方で基本方針として書かれてるんですけど、
1:37:22	コアの戸谷関等で流入します。具体的な内容として、後に、先ほどの 2 ポツ 3 ポツに飛ばしてて、
1:37:31	開口部高さのことはここには書いてないっていう整理で、その点も併せて一緒に整理していただければと思いますので、よろしく申し上げます。
1:37:41	はい。与儀西田でございます。
1:37:44	そんなって言われそうな気はしますが、一応このホ全体の文章の頭の中に、
1:37:50	入ってますので、文章の繋がりとしては、向こうの中の中身を具体化したのが先ほどの 2.3. 2 の文章というつもりで書いてますが、
1:38:00	そんなの読めんやろうという言われ方をするような気もしますので全体整理をします。以上です。
1:38:07	今言われた等ってというのは、
1:38:11	壁、扉席等の等です。

1:38:16	ここに入ってってってことです。右下 99 ページの方は、また書いてあるけど、ちょっとさらにその具体として、
1:38:25	開口部のところを通して書いてるっていう、整理はない。
1:38:30	了解しました。持たせていただければと思います。
1:38:34	規制庁コサクです。
1:38:37	等が書いてあってそれが床です。高さですっていうことになっていると理解をしましたが、99 ページに書いてあるその、その等の説明として次の段落で書いたと。
1:38:51	いう説明と理解をしましたが、
1:38:56	第一段落の方は、建屋外で発生を想定する追加、
1:39:03	流入と、
1:39:04	いう表現に対して、2 段落目は屋外タンク等の溢水が、
1:39:11	建屋に流入と。
1:39:12	いう表現になってってちょっと違うんですけど、これ何か意図的ですか。
1:39:19	はい。弓削石田でございます。意図したつもりはないんですけどおかしな文章になってるといような結果です。
1:39:26	建屋の溢水ってもともと屋外のタンク等で前の添付書類も含めて全体許可でも整理をしましたその主語を多分無理やりここに入れてしまったのでって私が入れたんですけど、
1:39:38	前と繋がらなくなっちゃったと思っていますので、言いたいことは同じです。天井加工建屋外で発生する溢水に対して、それは具体的には屋外のタンク等が、溢水が発生するっていうことを考えていて、
1:39:53	その溢水が建屋の中に流入しないように、開口部の高さを確保しますよということが言いたかったということでございます。
1:40:02	はい。補足です。わかりましたってそうすると、開口部の床高さが高くなれば、入ってこなくなるので、扉っていうのはあまり担保事項にもならないし、堰も関係なくなるような気がするんですけど、真壁は、
1:40:21	壁もいらなくなるんですかね。
1:40:24	ていうところで頭で表しますと言いながら対策が何かちょっとずれるような気がするんですけど、どういう感じなんでしょうか。
1:40:34	はい。日本原燃石田でございます。おっしゃっていただいたようで、
1:40:38	頭の中に入っているものを各担保しますという頭の前が全部いなくなるっていうのはおっしゃる通りだと思います。もともと許可のときに、溢水高さがどのぐらいあるかっていうも、どんな高さになった場合でも何かで、ちゃんと防止できますよという意味で、

1:40:54	扉だったり積だったり壁だったりというようなパターンを考えた上で、手段を具体化したと思ってます。結果的には、燃料加工建屋の場合は、
1:41:05	今冬の中に入ってそもそも開口の高さを高くしとけば入ってこないだろうということで具体化しますよということなので、ちょっと全部の関係も含めて先ほど清水さんからご指摘も踏まえた上で、
1:41:17	整理をした上で展開をしたいと思います。以上です。
1:41:22	規制庁細木です。状況はよくわかりました。許可整合の関係もあって悩ましいのかなっていう気はするんですけど、その中でどう表現する。
1:41:35	以上です。
1:41:38	規制庁岡です。別紙 4 関係ほか、
1:41:42	はい。
1:41:44	規制庁仲です今のところも関連するんですけど、別紙 4 だけの話ではないんですけど、
1:41:53	結局ですねちょっとこの溢水自体のですね審査状況とする等、
1:41:59	実はあんまり内容自体はあんまり聞いてないっていうところが、
1:42:04	実はあってですね
1:42:07	許可から話を聞いていることではあるんですけど改めて今日の議論の中でですね、
1:42:14	どういう水源を考えてそれに対してどういう防護設備があってそれが、
1:42:22	どういう評価をするべきなのか、それがその第何回でその提示されるのかそういうところの全体像っていうのがですね実はちょっとわからないままこう、
1:42:33	何となく聞きながら議論してるようなところがあってですね少し具体的にどうなのかっていうところをですね、
1:42:42	整理した方がいいのかなと思っていて、先ほどの話もですね結局、
1:42:50	資料の構成から言えばですね、基本設計方針本文、それから添付書類、
1:42:59	それから補足説明資料と、
1:43:02	こういった中で、一応基本設計方針本文自体は網羅的な記載、許可を踏まえたもの的な記載というのが、
1:43:12	示されるべきでそれはそれでそういう観点でどうかという整理が必要で、
1:43:18	テンプレは具体的にどうなのかといった中でいきなり社協みたいに
1:43:23	屋外のものには実はその他格差を高くしますみたいな話が出てきて、
1:43:29	これも実はその本部の中にも含まれているんですけどということであればそれはそれで、

1:43:34	頭の中で見るというところはあるんでしょうけど段落から見れば実はその1制限っていうものもうその屋外のタンクという以外にも例えば地下水というのがあったりしてですね。
1:43:46	流入防止という観点で防ぐような設備もあるでしょうし、
1:43:52	場合によっては高さ確保でそれは一緒や過ぎますということもありますし、そこは先ほどの添付書類の書き方がちょっと
1:44:02	主語が明確不明確でないまま、
1:44:05	二つの段落をそのまま繋ぎはしたような感じなので、
1:44:09	実態上どうなのかっていうのが今の添付書類上は見えないのでそこは書き方の工夫として整理していただいた方がいいのかと。
1:44:18	いうふうには考えてます。で、
1:44:21	ちょっと私が先ほど冒頭で述べた
1:44:25	具体的にどういう、基本、業績法人本部の個別の第2章の方で、遂行設備って実はこんないろいろあるんですという中で、いろいろ、
1:44:37	頭でまとめてしまってるところはあるんですけど、
1:44:41	何かそれがですね
1:44:44	どういう役割を担ってるかっていうのが、イメージはなかなかこう、
1:44:49	わか理解しづらいところはあるのかなというふうにはちょっと思いました。で、
1:44:55	ちょっと溢水、溢水のこの別紙4だけではなくてですね今回の溢水の50という資料が、
1:45:04	こうあってですね、ちょっとそちらの方の、
1:45:09	資料についてなんですけれど、
1:45:14	この資料自体ですねどこまで意味があるのかっていうところあってですね。
1:45:19	あんまり
1:45:21	なんかいろいろ仕様表の書き方とかですね、他条文との関係とか、
1:45:28	何かいろいろなことを全部まぜこぜで、
1:45:32	こうまとめているので、何をこここの資料で議論するのかと。
1:45:37	いうところが不明確なところがあってですね。
1:45:41	この資料自体の感覚としてちょっと私の所感としてはですね、あまり
1:45:49	仕様書の書き方自体は別途ですねその仕様表の書き方ということでああいうとかの整理資料で、
1:45:55	議論をしていますのでそちらで議論すればいいのかなと。
1:45:59	多分そちらとしてですねその指標に書くべきものとしての項目として、一斉に絡むか絡めないかという整理をしてるんですけど。

1:46:08	何かそういうことの議論をですね、何かそそういう議論についてはむしろああいうの。
1:46:14	その整理する整理資料である仕様表の書き方論という中でですね議論すればいいのかなと思ってますし、
1:46:22	何か他条文との関係でどうかはですねそれぞれの他条文でですね、議論すればいいのかなというふうに思ってますので、あまり
1:46:30	これ自体も
1:46:32	この資料で言うと6ページ以降にずらっと書いてますけど、あんまり
1:46:38	他条文でどういう位置付けでどう評価するのかというのをこの溢水の補足説明資料として議論するする必要はないのかなと。
1:46:46	いうふうには思ってます。
1:46:48	少し、ちょっと価値があるということ言えばですね、
1:46:52	10ページ11ページに、今回
1:46:58	図面をつけていただいているんですけど、これちょっと
1:47:03	非公開の情報もあるかと思うんですけど、むしろこういう図面の中でですね、
1:47:10	1水源ではその外部的な水源なり内部的な水源そういうものに対して、
1:47:18	例えばどう、どういう水防設備がこの中にあってどう防ぐのかというところをですね示していただくと。
1:47:28	へえ。
1:47:30	ちょっと理解が深まるのかなと。今示されている図だとですね例えばさっき文章上で出てきた
1:47:38	H a t c hとかですねシャッターとかそういうのがどこにあるのかとか、
1:47:46	水密扉とか防水扉とか、どういうのと、ところにあるのかとか、あとは本文上で、壁というのがですねその外壁という、
1:47:57	要因もあるでしょうし、
1:47:59	内部的な
1:48:01	内部の中の障壁というものもあるでしょうし、それぞれが、
1:48:07	各外部的ない水源なり内部水源的な実現に対してどう防ぐのかっていうところを示していただくと。
1:48:16	全体像が理解する上で今後の議論が進むのではないかと。
1:48:22	いうふうに考えてます。付け加えるのであればそれぞれの溢水防護設備示したものについて、
1:48:30	こういう観点での評価が必要であって、それは、



1:48:35	今回示されてないですけど、伊勢郷御説明書自体の添付書類っていうのは、
1:48:41	外部事象みたいに5-1-1-幾つといういくつかに分かれていて、
1:48:48	それぞれのどこでその評価をしようとしてるのかというところをですね
1:48:53	添付書類の目次とセットでですね、見ると、
1:48:59	全体的な添付書類での書き方というのも議論がしやすいんじゃないかと。
1:49:05	思ってますがいかがでしょうか。
1:49:12	日本原燃社でございます。ちょっと正直、お話をされてる中で、ここが行ったり来たりで、いろんな方向向いてしまってたので、ちょっと所どういうことを要求されてるのかっていうのが私の理解が間違ってる可能性は否定できないですけど、
1:49:27	今日、今言われたのは、溢水50としての、これ補足説明資料2、
1:49:36	溢水としての全体をカバーできるような情報がないと、今回の設工認の委員会にあたっては、情報が足りないんじゃないかということなんでしょうか。
1:49:46	はい。我々成長の今回の建物としての、まず申請をするということにあたって、溢水評価というのはどうやるんでは許可から変えませんが、同じようなことをやるということを宣言は変えませんが。
1:49:59	その上で評価の仕方は、実際の具になる設備を出しそのあとの機能喪失高さをそれぞれ会場ごとに示して行って最終的に、
1:50:10	その全体をカバーして評価をするので、第4回でお示しをすると、評価に係る条件だったり評価の内容であったり、防護区画の設定の考え方であったりとかそういったことは、評価との絡みで第4回でお示しをすると。
1:50:25	それは添付書類でも補足でも同じだという認識で、
1:50:28	こういいますがそれも全部含めて第1回の申請の中で補足にないと駄目だということが今言われたことだと思っていいですか。
1:50:36	規制庁の仲です。詳細はですねそれは評価として、それは最終的な、最終的なというか次回以降で、対象となる設備と、
1:50:47	セットでですね、評価をする。そこはそれでそういう理解です。これはあくまでも補足としての概要として、
1:50:56	それぞれの
1:50:58	溢水防護設備と言われるものが、この配置上でどこにあるのかっていうのが、

1:51:04	明確でないのでそこを示していただきたいという、そもそもこのいっせい 50 をですね、作る経費となったのが何だったのかっていうところを少し考えた場合に、
1:51:17	いろいろと溢水の議論をしていく中で、
1:51:20	それぞれの溢水防護設備っていうのはそもそも何なのか。
1:51:24	それは、す。どういう役割を持って、どの会でその評価をしていくのかというところの全体像がわからないと。
1:51:34	いうところでその全体像を理解するためにそういうところを少し、
1:51:39	この図面上ですね必ずしも全部の溢水防護設備は書いているとも思えないですし、概要として、もう少しその本文とあったですね溢水防護設備を、
1:51:50	示していただいた方がいいんじゃないかというそういう趣旨です。
1:51:58	日本イシハラでございます。S a 50 の位置付けを、そういうことにするというのはお考えは理解をしました。
1:52:10	どういう位置付けで、その第 2 回以降の分割申請で今別紙 2 に示している考え方との整合を図った上で、お出しをするかというのちょっと検討させていただきます。ただそんなに時間をかけるつもりはありません。
1:52:24	当イスイ 50 の位置付けはおっしゃっていただいたところでご理解いただけたと思いますけどもともと前回のヒアリングやって、他の条文も含めて、この中で整理が必要なんじゃないかということもご指摘もあったので、
1:52:38	3 ポツ以降残した状態で今回お出しをしました。実際問題それぞれの条文の中でも、それぞれの境界をどこにとるかというのが、
1:52:51	耐震であったり、火災であったり、閉じ込めであったりというようなところで議論をさせていただき特に竜巻とかの外部衝撃でもさせていただいているので、それで、どこで明確にすればいいということは、
1:53:02	おっしゃっていただいたことを受ければ、この椅子に 50 からは削除することで考えます。
1:53:08	D1050 の位置付け 50 万、そうすると、1050 という番号自体がおかしな話ですので溢水の区画の中で、溢水として必要なことが何かというのを整理した上で、
1:53:20	どこまでお示しするかは検討させていただいた上で、早急に改訂版を出したいと思います。ただ分割申請としての計画はすでに別紙の中で我々お示しをして、

1:53:31	いいよと思っておりますので、そこが明確でないと言われてしまうと若干ちょっと困るところがあります。別紙2別紙3で、何を第2回、第3回第4回出すかというのは整理をした上で、
1:53:42	お示しをさせていただいてるつもりですので、その中で、第1回でどこまで補足説明資料でご提示するかというのは今一度検討させていただきたいということでした。以上です。
1:53:54	はい。規制庁仲です。おっしゃる通りですね別紙2を見れば、その第何回でっていうのはあるんですけど、
1:54:02	それはそれとしてですねせっかくこういうふうに図を示しているのであればですねまだ我々お互い我々というか、お互いというか我々の方なのかもしれないんですけど、その
1:54:14	図を示した上でのそのイメージというのが少し固まってないようなところでのやりとりが結構本日あったので、せっかく溢水50の資料ですね、こういう図があるのであれば、
1:54:27	具体的に文章で示している設備というものがどういうところに配置されて、どの位水源に対して、
1:54:35	防護するのかというところがイメージとして示していただけると、今後、理解が進む中で、効率的に審査が進められると、そういう観点で申しました。
1:54:50	はい、柳下でございますはい。早急に検討して、必要なものをパッケージしてお出しをしたいと思いますはい。以上です。
1:54:58	はい。規制庁中です。よろしく申し上げます。
1:55:02	規制庁コサクです。今の点で、ふた！
1:55:07	分けて話をしたいなと思うんですけど。
1:55:10	一つは、
1:55:12	その前から話のあった第1回、第、今後というところで、評価条件がどうなるのか、それをいつ、
1:55:23	担保するのかもしれないのかと、いうことの関係と、あとその図面との関係で、どこまで示して認識を合わせていくかと。
1:55:34	ということです。
1:55:36	一つ目の、
1:55:39	この条件をどうしていくかっていうところで、先ほど床の高さの話をしたところですけど、この
1:55:50	50の方の資料で、図面、
1:55:53	出させていただいて、お考えになってるところとかっていうのは、見てわかるかなと。

1:55:59	思うんですけど、床面で担保しようと思うと、
1:56:05	それはその設計条件になってしまって、
1:56:08	かつそれを、の妥当性を説明しなきゃいけないので影響評価も何らかし なきゃいけない。
1:56:15	影響評価っていうかあれですかね。
1:56:17	溢水評価ですかね、どれぐらいの溢水高さになるのかといったことの評 価をつけなきゃいけないと。
1:56:23	ということになると思います。一方で、そうではなくて
1:56:29	もろもろで対策を講じるのでそれは次回で説明できます。
1:56:34	ていうロジックなんだとすると、それ以外のものも含めて、後で対応を 説明できる。
1:56:43	状態にしなきゃいけないと。
1:56:45	ということなので、そういったことを整理をされる。
1:56:49	という理解でいいですかねます。1点目は、
1:56:52	はい、日本イシハラでございますはい。そういう理解でございます。はい。
1:56:58	はい。規制庁コサクです。それはあれですよ。
1:57:02	す結果として、床面高さだけで担保するのではなくてもともと云ってる ような、
1:57:09	壁扉云々というようなところ、治水措置も含めて、
1:57:16	次、何だ、1階よりも下側のところの
1:57:22	止水措置も含めてというようなことでもろもろで対策工事マースって いう、
1:57:27	基本設計方針で担保をとって、最終的に評価をし、検査で見ていくとい うスタイルを基本にする。
1:57:36	という理解でいいですかね。
1:57:38	はい。日本原燃志田でございますはい。先ほど床高さに対して条件を設 定する必要がないといったのはそういう考えで、発言をさせていただきました。以上です。
1:57:49	はい、蘇武です。わかりました。統一実態としてはなるべく床高さを上 げて、収入しないようにするという、
1:57:57	何ですかね、与儀城の中での事業者側での設計方針だということ です。
1:58:04	はい、そうなります。
1:58:06	はい、わかりました。

1:58:08	それでもう1点の方図面の関係ですけど、話を聞いてて思ったのは審査会以降で、耐震の方で1.2S sの関係から何回か、
1:58:21	お話をさせていただきましたけども、その時も、建屋の申請であってもやっぱり設備がどういうものがあり、それに応じた設計の中で建屋がどうあるのかと。
1:58:31	いうことを話をしないと、設計方針固まりませんよと。
1:58:36	いうことと同じような気がしてですね、あれよりは、もうちょっと関係性は低いんですけど、やはり、
1:58:45	どこにかその守るべきもののものであり、それに対してどういうふうを守るから、建屋についてはどうですよと。
1:58:52	いうことが
1:58:54	ある程度わかっ。
1:58:56	言った方がいいんだろうなど。
1:58:57	思いますので
1:59:00	今後その詳細設計がそれぞれ段階で進むごとに多少の位置がずれるとかですね、いうことはあり得ると思うんですけど、
1:59:09	現状において示せるもの或いはその現状考えているものを示すというようなことで対応いただいた方がいいかなというふうに思います。以上です。
1:59:22	はい、弓削西田でございます。先ほどご回答したときも、
1:59:27	他の長い早くどうするかっていうのを検討しますと言ったのが、整理資料の中でもうすでに許可のときにも、配置図なり何なりっていうのを示してるところもありますので、そういったものも含めて、
1:59:39	提示をさせていただくということで補足説明資料で説明をする方向でまずは検討させていただくと思っておりました。以上です。
1:59:48	規制庁の中ですよとすいません。私も先ほど長々といろいろとコメント施設、
1:59:53	一声50の中でもですね2.2%5ページのその2交通にその対象範囲についてそれぞれ、
2:00:01	溢水防護区画とかですね床とかそういうものに対してもこういうような、
2:00:07	ことで考慮しというようなところは書いては、五つですねそれが何で今回評価をしないのか。
2:00:15	次回以降なのかと。
2:00:17	というようなところがあんまり明確ではなく、

2:00:20	なかったというところもあってですね先ほどの別紙4を見ても結局、後段の資料で説明しますということが書いてあんですけどなんでそれでいいのかというところが、
2:00:32	明確ではなかったのでそういうところでのこのA四、五十の一方ツ-2のところのですね、こういう記載の仕方をもう少し充実して
2:00:43	どこで何を示すから次回でいいのかというところを明確にするのかなというところで先ほどの加工建屋としての表、一斉防護としての考えと、
2:00:54	いうところで少しせ補足説明資料としてですね、
2:01:00	示していただくと添付としての各範囲というところが理解できるのかなという理解でコメントしました。以上です。
2:01:20	どうしましょう。
2:01:28	規制庁側です。別紙4関係は、他、規制庁側からありますでしょうか。
2:01:39	特にないようでしたら、あと別紙。
2:01:42	棒なんかだと、また補足説明資料番号とかかなりいろいろ動かして、ちょっと整合しないようなところも、
2:01:52	見受けられましたので、またその辺精度を上げるということでしたので、
2:01:57	よろしくをお願いします。別紙6とかだと、先ほどの別紙4の方の個別
2:02:03	ところの、第2章個別項目の考え方なんかを前段を示すのかどうかというところとかが、同じ考え方でまた示されるかと思しますので、
2:02:14	その辺ご検討をお願いします。
2:02:17	1050関係も先ほどやりましたので、土肥水全体を通じて、
2:02:23	規制庁側から何かありますでしょうか。
2:02:33	特にないようでしたら、現場側から振り返りをお願いします。
2:02:40	はい。日本原燃の方でございます。
2:02:43	まず全体的なレビューとしては、うん。
2:02:49	文の繋がりとか流れというところで、特に許可の本文と、添付の資料、文言、
2:02:58	合体させるようなところとかがあってというのが
2:03:00	上の繋がりですとか流れ、あと許可整合の観点で考えたときに意味合いが変わってきたりしてないかという観点での全体的な精査をしていくというところが、
2:03:10	全体的に見ていくところとしてはあります。
2:03:14	あと
2:03:16	個別の話になりますけれども、そちらにつきましてはマッチングですとか等、河川について、もう一度再度精査するといったところ、あと、

2:03:27	ガイドの要求事項について網羅的に反映されてるかといったところがわかるようには、ちょっと吹き出し等をつけるかっていうのはちょっと検討しますけどもわかるような工夫をしていくというところ。
2:03:40	あと、個別項目で示していたところの設備の部分の記載の流れですね。
2:03:48	そちらについて
2:03:51	という流れで記載した方がわかりやすいかということを整理して構造の方を見直すということをやっていきます。
2:03:57	あと、
2:03:59	許可で書いちゃった文言を、間瀬津久井の方ではなくしてる部分が一部あるというところでそういうところがその理由とかわかるように、きちんと示すなりしていくというところですね。
2:04:11	あと、
2:04:17	藤。
2:04:20	あと、別紙4につきましてはフォーマットの方ですね基本設計方針を並べるといってそういうところで見直しをしていくというところ。あと、
2:04:33	外部衝撃でつけていたような、添付書類の展開等がわかるような、そういった図をつけるというところ。
2:04:41	阿藤。
2:04:43	糸瀬。方針の概要について今全部工事課にということで記載してなかったところについては概要例ぐらいのものについて記載をしていくと。
2:04:54	いうところですね。あと、
2:04:58	先ほどあった一睡50につきましては
2:05:01	何を何、
2:05:03	何を記載するし、してお示しするかというところを整理して
2:05:08	あのさ、政策作成の方も足来ます。
2:05:14	はい。
2:05:16	前
2:05:18	以上となります。
2:05:20	規制庁岡です。ちょっと、個別個別とさ、言っていましたが、全体、他の条文も含め全体的な観点で、一応コメントしているつもりでしたので、水、
2:05:33	反映したからそれでOKじゃなくて、全体的なルールとして、
2:05:39	反映していただいて、もし他の条文でも適用されてできるようなところがあれば、またご検討生産のレビューポイントとして検討いただければと思いますのでその辺
2:05:50	狭くとらないようにお願いします。以上です。

2:05:55	はい。日本原燃安保でございます。承知いたしました。はい。もちろんこの条文だけという話じゃなくて他にも、見る視点として展開できるものというのは展開して、確認を進めていきます。以上です。
2:06:11	規制庁岡です。
2:06:13	もしよろしければ、鷺見さんお返しします。
2:06:21	長シミズです。
2:06:23	全体を通して規制庁厳然側からの方とつくになればやります、よろしいですか。思います。
2:06:32	じゃ問題ないでしょうか。
2:06:35	現年か特にございません。
2:06:39	別隅にセットしました。それではヒアリングを終了しますので、本庁側で録音の停止をお願いします